

明日香村景観計画 第3部

檜前大字 景観計画

平成28年4月
明日香村 檜前大字



目 次

1	檜前大字景観計画の基本的事項	1
	(1) 背景及び目的	1
	(2) 計画年次と進行管理	2
	(3) 計画の区域	2
	(4) 計画の位置づけと構成	3
	(5) 用語の定義・解説	3
2	檜前大字の景観の特徴と課題	4
	(1) 檜前大字の概況	4
	(2) 檜前大字の景観の特徴	17
	(3) 檜前大字の景観の課題	30
3	大字景観づくりの目標と方針	32
	(1) 大字景観づくりの目標	32
	(2) 大字景観づくりの方針	33
	(3) 大字景観づくりの将来構想	34
4	大字景観づくりに向けた取り組み	37
	(1) 檜前大字の宝ものに磨きをかける景観づくり	37
	(2) 檜前大字の魅力を底上げする景観づくり	38
5	檜前大字景観づくり協議会	42

1 檜前大字景観計画の基本的事項

(1) 背景及び目的

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。そのため、明日香村は全村が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下、「古都保存法」と称す。）および「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」と称す。）に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市計画法・奈良県風致地区条例（現在は明日香村風致地区条例）に基づく風致地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきました。しかし、これまでの法制度では、小規模な屋外広告物や小規模な工作物などには十分に対応できず、また、大字ごとの特徴に応じた景観の形成が図れなかったため、景観を阻害してしまっている事例やもう少し工夫が求められる事例も散見されていました。

明日香村ではこのような状況に対応するため、平成23年（2011）3月に景観法・明日香村景観条例に基づき「明日香村景観計画」を策定し、大字単位で大字景観計画を策定することにより、大字ごとの特徴に応じた景観形成ならびに良好な居住環境づくりを、大字住民が主体となって進めていくことを位置づけました。

一方、明日香村では、人口の減少や少子高齢化、社会情勢の変化等に伴い、農地や山林の荒廃、無住化による倒壊のおそれのある建物の増加、伝統的な祭りや行事の喪失・変容など、これまでの良好な環境の維持・継承が危ぶまれてきています。このような状況を受けて、明日香村では都市計画法第34条第11号に基づく市街化調整区域の開発の緩和区域の指定や明日香村空き家等活用バンク制度の運用、チャレンジジョブ事業の実施、歴史文化基本構想の策定など、様々な取り組みを展開してきています。そのひとつとして、現在、檜前大字の区域においては、大字北東部に位置する旧阪合小学校跡地を定住促進に効果的に利活用すべく、明日香村の歴史的風土に調和した住宅地開発に向けた検討が進められています。

また、檜前大字の集落に隣接して、現在、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区の整備が進められており、さらに、長期未整備であった都市計画道路檜前線についても、今後整備の検討が予定されています。

檜前大字は、史跡檜隈寺跡が位置するわが国の歴史や文化の展開を語る上で欠くことのできない重要な地であるとともに、その集落景観は、「明日香村歴史的風土保存計画」において、優れた景観を有している集落景観の例としてあげられています。しかし、前述のように、現在、檜前大字の景観は大きな転機を迎えており、そこには、開発地区に新たに居住される方々との関係や集落内への入込観光客の増加、道路整備に伴う交通安全性の確保や予想される開発事業の規制・誘導などの様々な課題が生じることも懸念されています。しかし、これらの課題に的確に対処しながら、変化を効果的に活かす取り組みを進めることで、これまで以上に魅力的で活力のある景観（生活環境）をつくり出し、次の世代に引き継いでいくことが可能になるといえます。

今後の檜前大字の生活環境のあり方を考えていくことが、今まさに求められており、大字住民が一丸となって、行政や観光客等の多様な主体と連携しながら、檜前大字の特徴に応じた大字景観づくり（居住環境づくり）を進めていくことを目的として、「檜前大字景観計画」を策定することとします。

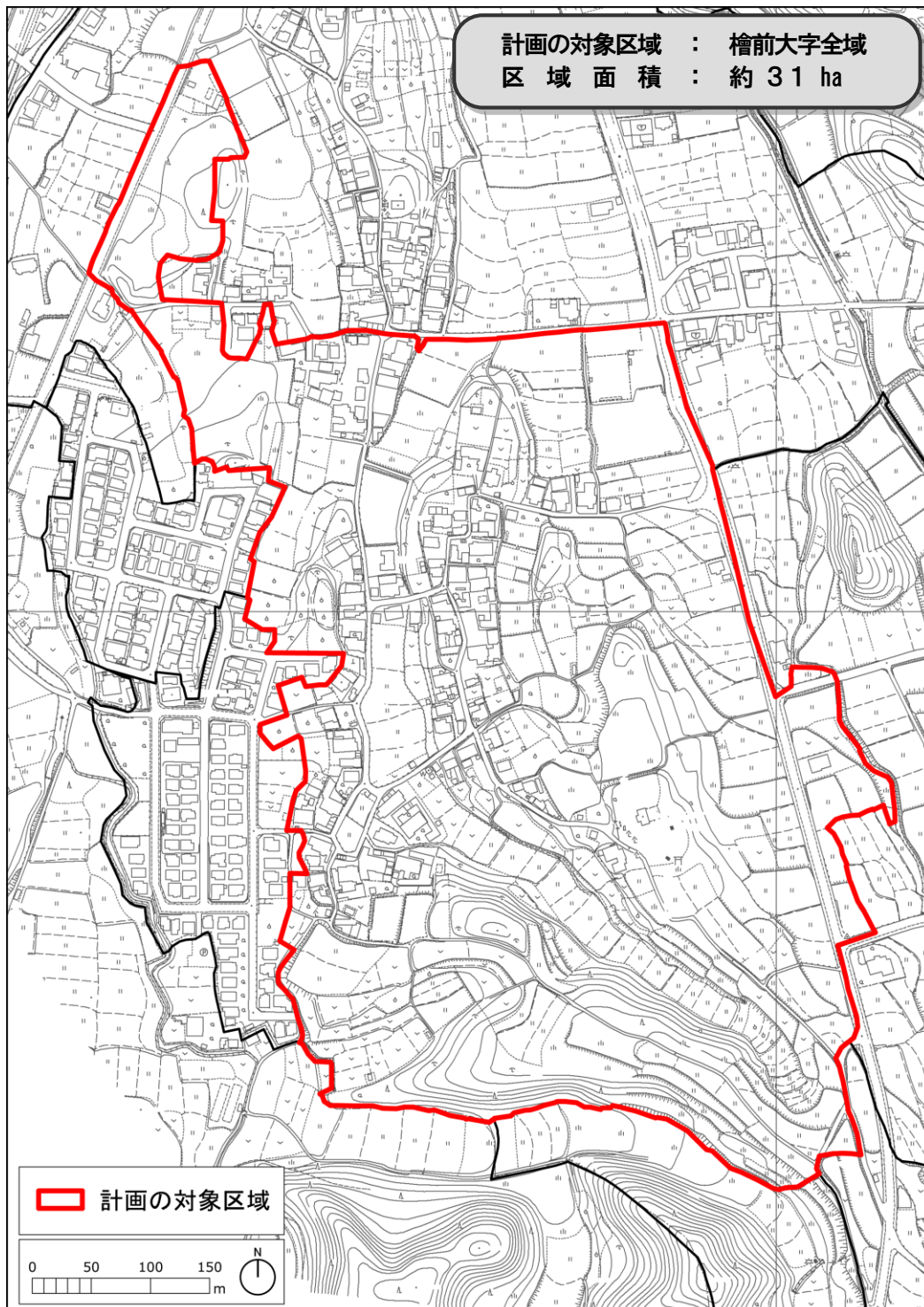
(2) 計画年次と進行管理

本計画は、概ね10年後の檜前大字の姿を目標とし、社会情勢の変化や景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、大字住民の合意のもとに、必要に応じて見直し・更新を行います。

(3) 計画の区域

本計画の対象区域は、檜前大字全域とします。

■ 檜前大字景観計画の対象区域



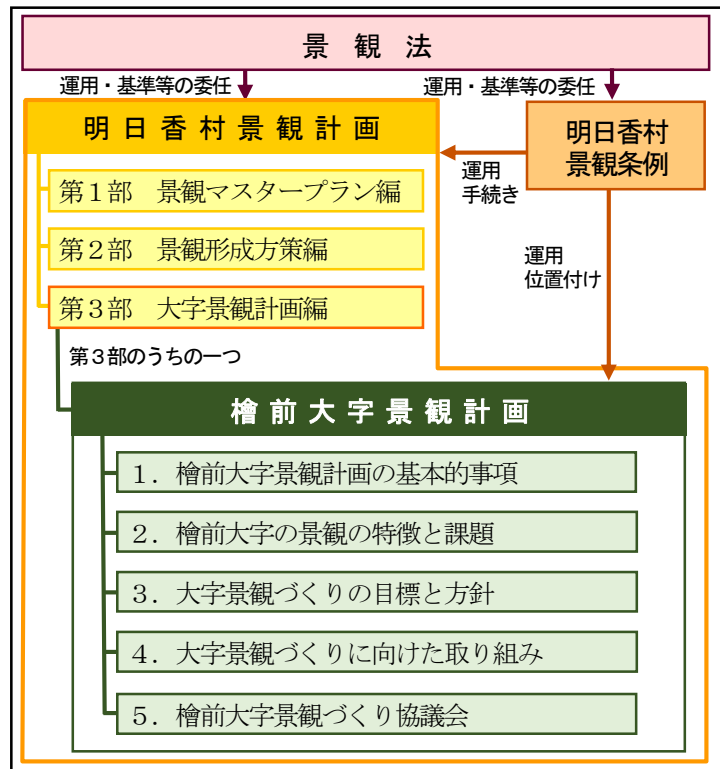
(4) 計画の位置づけと構成

檜前大字景観計画は、明日香村景観条例に規定される大字景観計画として、明日香村景観計画第3部に位置づけられる計画であり、地域の実情に応じたよりきめ細かな景観づくりを推進していくための計画です。

檜前大字景観計画では、大字景観づくりの目標と基本方針のもとに、将来世代に引き継いでいく大字の景観資産、景観づくりの将来構想、建築物等や活動に関する大字景観づくりのマナーを設定し、それらを実現化していくための景観づくり協議会の取り組みの方向性を示しています。

また、本計画には、檜前大字の歴史や文化、自然、景観などの特徴を整理しており、「檜前大字の地域誌」ともいえるべき内容を含んでいますので、新規住民や現在の住民、さらには観光客等が、檜前大字について学ぶための資料としての活用も期待されます。

■ 計画の位置付けと構成



(5) 用語の定義・解説

<本計画の対象とする「景観」の定義>

「景観」とは、目で見て捉えるものだけでなく、音や匂い、場の雰囲気なども含めて、地域に育まれてきた自然や歴史、文化のもとに暮らす人々の生活をうつし出した「地域の表情」です。

従って、「良い景観をつくる」ことは、「住み良い生活環境をつくる」ことであるといえます。

「大字景観計画」では、「景観＝生活環境」と捉え、建築物等の形態・意匠などだけでなく、里山の管理や農業の活性化による農地の保全、地域の祭りや行事の次世代への継承、地域づきあいや観光客との関係など、生活環境全般を対象として、その方向性を示していくこととしています。

<本計画での「大字」と「集落」の使い分け>

「集落」という用語は、民家が建ち並ぶ区域だけを表す場合と、それに加えて周辺の山林や農地等も含めた広い区域を表す場合とがあります。現在は、後者が一般的に使われてきていますが、本計画では、前者の「民家の建ち並ぶ区域」を表す用語として「集落」を用い、後者にあたる用語としては、これまで明日香村で使われ続けて馴染みのある「大字」を用いることとしています。

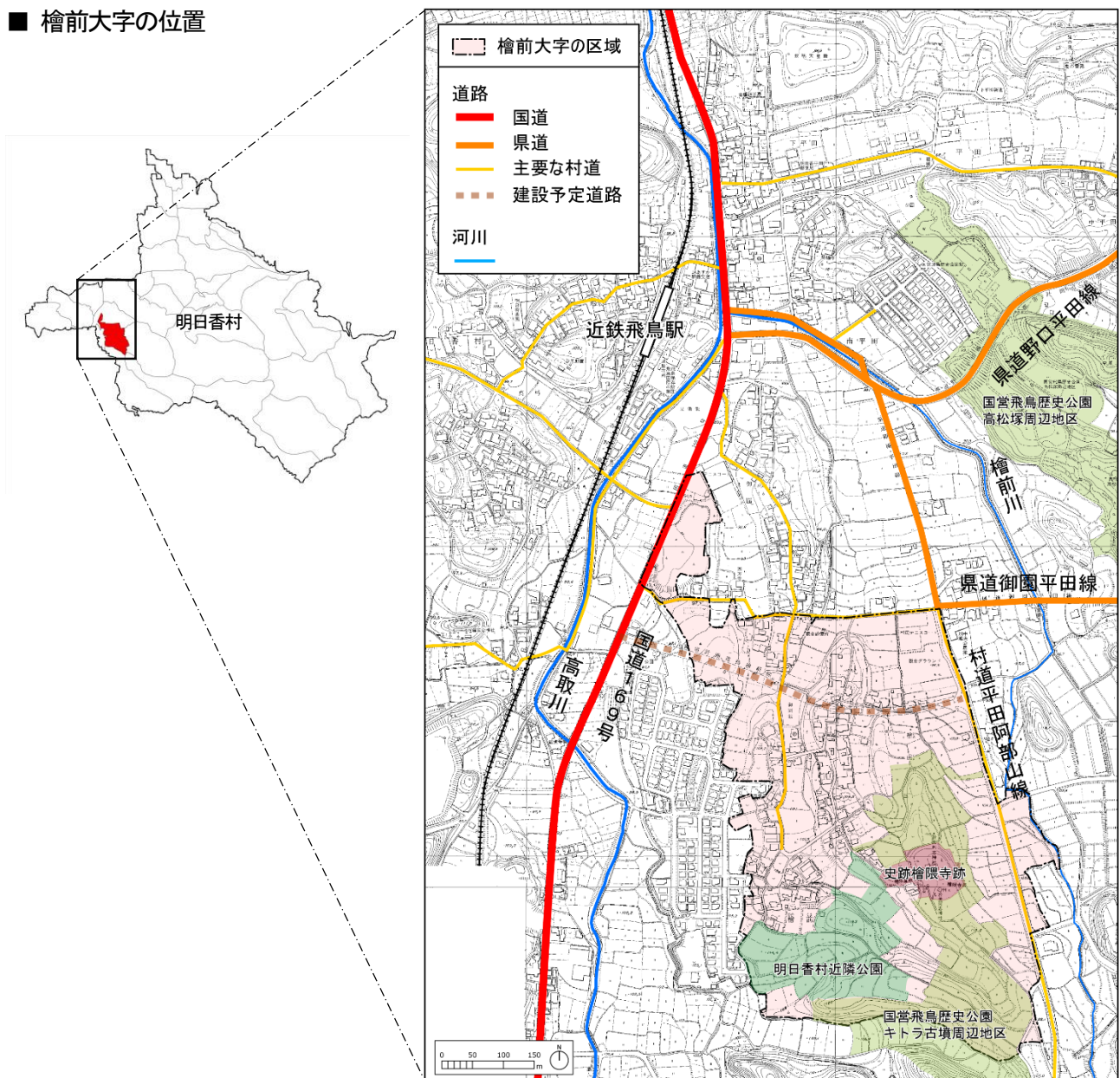
2 檜前大字の景観の特徴と課題

(1) 檜前大字の概況

① 立地

檜前大字は、明日香村西部、竜門山地から北西に伸びる丘陵尾根の端部に位置します。大字西側の国道169号と東側の県道・村道の2つの幹線道路に挟まれており、近鉄飛鳥駅にも約700m（檜前集会所からの直線距離）と近く、明日香村のなかでも交通利便性の高い大字のひとつです。

■ 檜前大字の位置



② 人口・世帯数

平成 22 年（2010）の国勢調査によると、檜前大字には、60 世帯、188 人が暮らしています。

推移をみると、世帯数は、平成 17 年（2005）に増加し、その後は大きな変動はありませんが、人口は年々減少傾向にあります。なお、『大和国町村誌集』によると、明治 15 年頃の檜前村の戸数は 43 戸、人口は 227 人であり、近年、特に人口減少が著しい状況がうかがえます。

平成 22 年（2010）の年齢別人口では、15～64 歳の生産年齢人口が多く、高齢化率も 26.1%と明日香村の他の大字に比べて高齢化率は低くなっています（明日香村の高齢化率は 30.8%）。しかし、年齢別人口をみると、55～64 歳の人口が 45 人（約 24%）と多く、10 年後には高齢者数が大幅に増加することが予想されます。

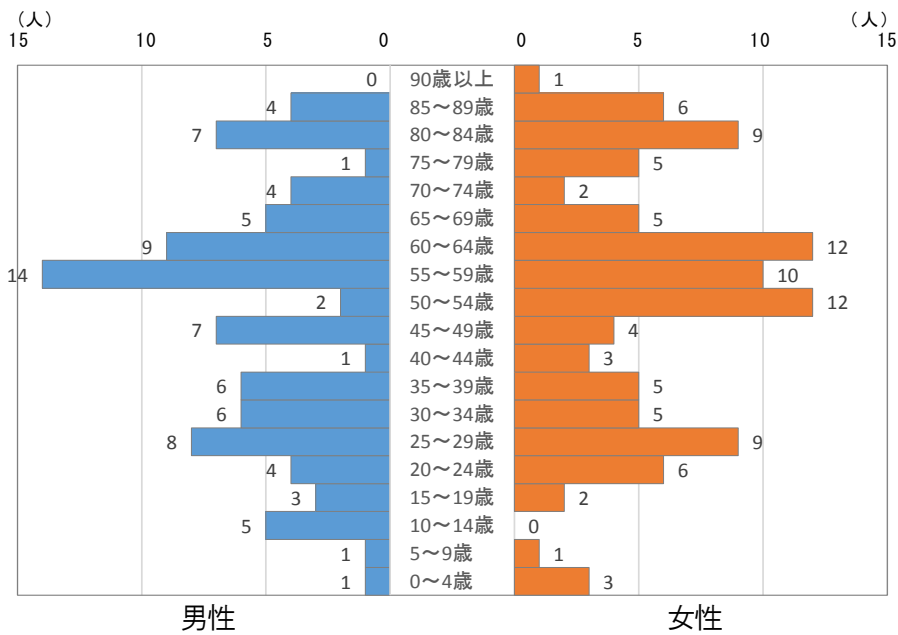
■ 過去 10 年の檜前大字の人口・世帯数・高齢化率の変化

年	世帯数	人口	年齢別人口			高齢化率
			15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	
平成 12 年	56 世帯	204 人	16 人	126 人	62 人	30.4 %
平成 17 年	60 世帯	190 人	11 人	128 人	51 人	26.8 %
平成 22 年	60 世帯	188 人	11 人	128 人	49 人	26.1 %

(国勢調査より)

■ 平成 22 年の檜前大字の年齢別人口

(国勢調査より)

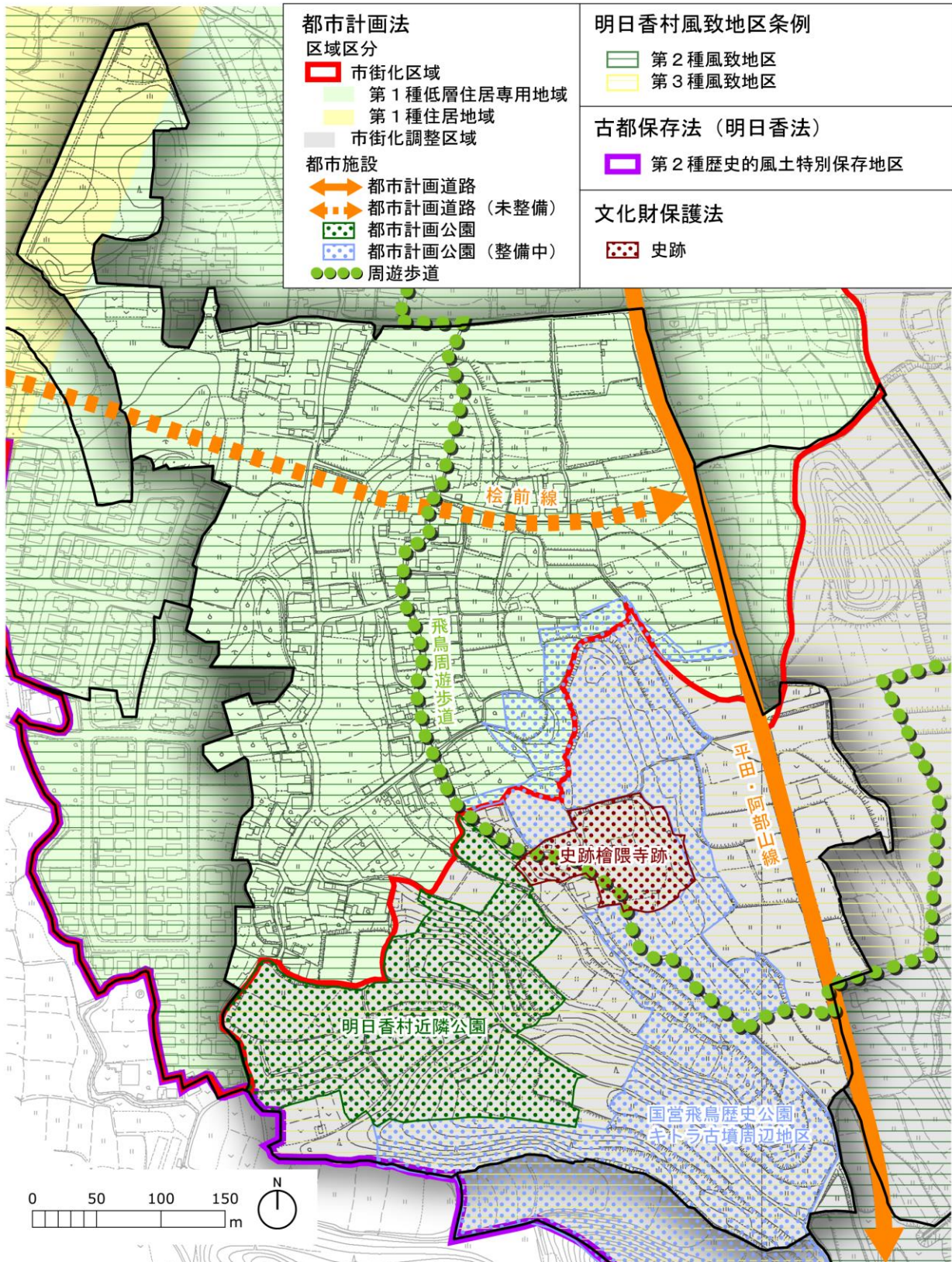


③ 法規制等

檜前大字の区域は、都市計画法では、集落の大半が「市街化区域（第 1 種低層住居専用地域）」に指定され、大字の北西部の国道 169 号の沿道に「市街化区域（第 1 種住居地域）」が指定されています。また、大字の南側半分は「市街化調整区域」に指定され、その大半は都市計画公園（「明日香村近隣公園（開設済）」ならびに「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区（整備中）」）となっています。また、集落の中心部を東西方向に都市計画道路桧前線（幅員 13m）が都市計画決定されています。

一方、明日香村風致地区条例では、市街化区域が「第 3 種風致地区」、市街化調整区域が「第 2 種風致地区」に指定され、古都保存法（明日香法）では、大字全域が「第 2 種歴史的風土保存地区」に指定されています。また、檜隈寺跡は文化財保護法に基づく「史跡」に指定されています。

■ 土地利用に関連する法規制等の状況



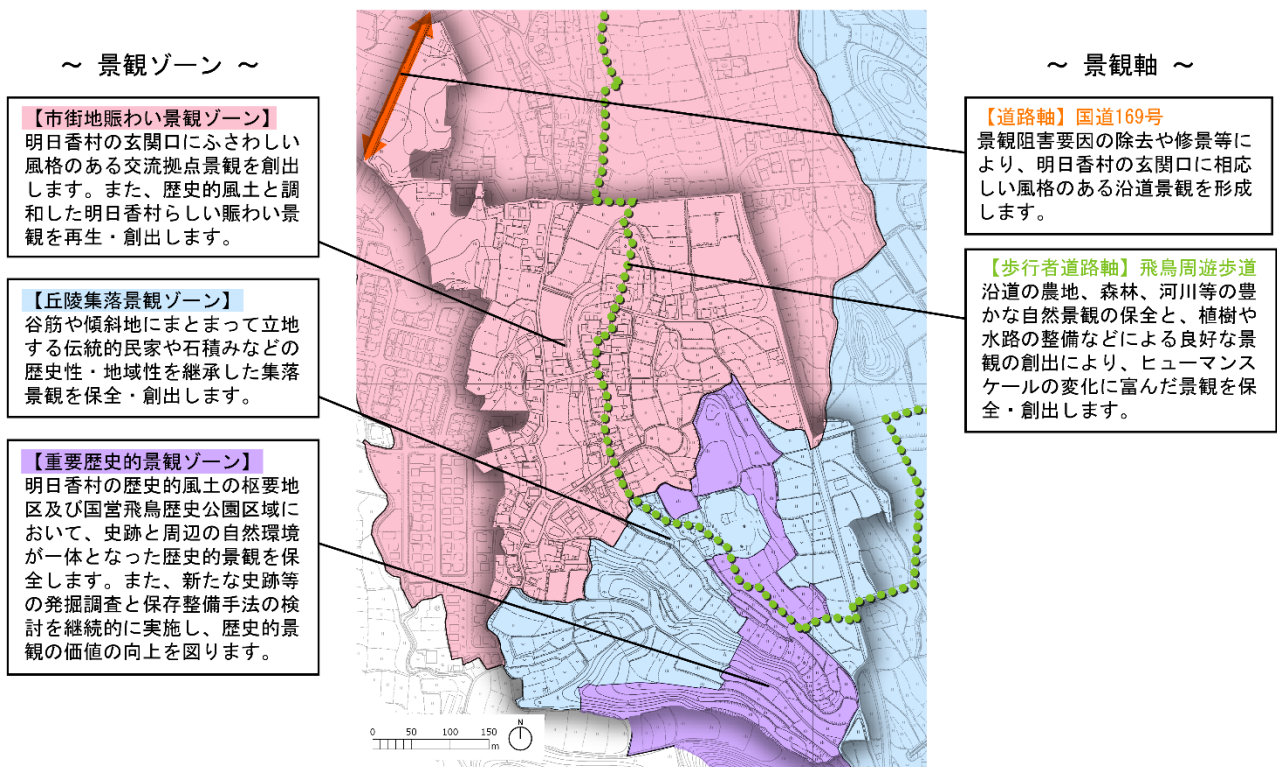
④ 明日香村景観計画（第1部）における位置づけ

明日香村景観計画第1部では、明日香村全域を対象に、景観の特徴等に基づき「景観ゾーン」、「景観軸」「視点場」を設定し、それぞれに応じた景観形成の基本方針を設定しています。また、今後10年間に景観整備事業を優先的に実施する区域として「景観形成特定区域」を設定しています。

檜前大字は、「景観ゾーン」では、市街化区域が「市街地賑わい景観ゾーン」、市街化調整区域のうち国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区の区域が「重要歴史的景観ゾーン」、明日香村近隣公園を含む残りの市街化調整区域が「丘陵集落景観ゾーン」に設定されています。また、「景観軸」では、「道路軸」として国道169号、「歩行者道路軸」として飛鳥周遊歩道が設定されており、「視点場」の設定はされていません。「景観形成特定区域」としては、近鉄飛鳥駅前から続く市街化区域を中心とした一帯のエリアが「駅周辺市街地景観形成特定区域」、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区を中心としたエリアが「キトラ古墳周辺景観形成特定区域」、国道169号の沿道が「国道169号沿道景観形成特定区域」、飛鳥周遊歩道の沿道が「飛鳥周遊歩道沿道景観形成特定区域」に設定されています。

檜前大字景観計画は、これらの村全体の方針に即すことにより、村全体の景観形成の方向性と調和のとれたものとしていきます。

■ 明日香村景観計画（第1部）における位置づけ



⑤ 歴史文化環境

＜「ヒノクマ」の地名の由来と表記＞

「ヒノクマ」の地名の由来には諸説あり、『角川日本地名大辞典 29 奈良県』では、紀伊国名草郡日前郷付近から溝を守る農業神であるヒノクマの神を信仰する渡来人が移住したことにちなむという説、また、『日本地名伝承論』では、「ヒ」は「日」で、「ノ」は助詞、クマは「隈」を意味し、南に連なる山地によって「日の隈」（日陰）となることから、「ヒノクマ」とされ、「隈」の文字を佳字化（良い漢字をあてる）して、「前」を用いたという説が示されています。

「ヒノクマ」は、史書等には「檜垺」「檜垺」「檜垺」「檜木向」「檜之熊」などとも表記されています。現在の大字名に使われる「檜前」の表記についても、香芝市穴虫出土の金銅威奈大村骨蔵器には「檜前五百野宮御宇 天皇之四世」と刻まれており、この骨蔵器がつけられた慶雲4年（707）には既に「檜前」の表記が使われていたことが判明しています。



『飛鳥・藤原京展』（奈良文化研究所刊）より
四天王寺蔵

国宝 金銅威奈大村骨蔵器

＜大字の歴史＞

○ 原始

～ 人々の営みの開始 ～

明日香村は、古代、わが国の都が置かれて繁栄を極めたことから、古代以降の歴史が多く語られますが、縄文時代から人々が暮らしていたことが知られています。そして、村内にみられる最も古い足跡のひとつが、檜前大字にある檜前脇田遺跡であり、明日香村に人が住み始めた時代の様子を知ることができる数少ない重要な遺跡です。この檜前脇田遺跡は、高取川右岸、標高 100mほどの丘陵上に位置しており、縄文時代草創期のサヌカイト製の有舌尖頭器が一点出土しています。

また、続く弥生時代には、檜前大字には檜前タバタ遺跡や檜前門田遺跡、そして、隣接する御園大字には御園チシヤイ遺跡や御園アライ遺跡がみられ、檜前川流域の微高地に小規模な集落が形成されていたと考えられています。



檜前脇田遺跡出土
有舌尖頭器

○ 古代

飛鳥の都を近くに控えた「檜前（檜隈）」の名は、『古事記』や『日本書紀』にも数多く登場しているように、「檜前」の地は、宣化天皇による檜隈廬入野宮への遷都や数々の王墓の築造、東漢氏の本拠として、古代日本の歴史のなかでも重要な地のひとつでありました。

～ 古代「檜隈」の範囲 ～

『日本書紀』卷第十四の雄略紀 14 年（470）3 月条には、「（原文）命臣連迎吳使、即安置吳人於檜隈野、因名吳原」とあり、吳の使者を迎えて吳人を檜隈野に置いたため吳原と名付けたことが記されています。この「吳原」は、檜前大字に隣接する栗原大字とされています。また、「檜隈」の地は王族の墓域でもあり、欽明天皇陵とされる^{ひのくまのさかあいのみさき}「檜隈坂合陵」（下平田大字）や吉備姫王墓とされる^{きびひめのみこのはか}「檜隈墓」（下平田大字）、天武・持統天皇陵とされる^{ひのくまのおうちのみさき}「檜隈大内陵」（野口大字）、文武天皇陵とされる^{ひのくまのあこのおかのうえのみさき}「檜隈安古岡上陵」（栗原大字）のように、「檜隈」を冠した陵墓が数多くみられます。このように、かつての「檜隈」は現在よりも広い地域を示す言葉だったと考えられており、その範囲は、現在の檜前・栗原・御園大字を中心に、北は野口大字や下平田・上平田大字、南は高取町南部、東は立部大字、西は高取川を境界にしていたと推察されています。さらに出土遺物などからは西は高取町の薩摩や羽内あたりまでも含んでいたとする説もあります。

～ 宣化天皇と檜隈廬入野宮 ～

『古事記』下つ巻の宣化段には、「(原文) 建小廣國押楯命、坐檜垵之廬入野宮、治天下也」とあり、たけをひろくにおしたてのみこと建小廣國押楯命 (=宣化天皇) がいおりののみや檜垵 (=檜前) の廬入野宮 (現在の於美阿志神社付近) で天下を治めたこと、そして、『日本書紀』卷第十八の宣化紀元年 (536) 正月条には、「(原文) 遷都于檜隈廬入野、因爲宮號也」とあり、都を檜隈廬入野に移して宮号としたことが記されています。宣化天皇は、『日本書紀』卷第十七の継体紀元年 (507) 3月癸酉条には「檜隈高田皇子」、『日本書紀』卷第二十一の崇峻即位前紀 (587) 6月辛亥条には「檜隈天皇」、『古事記』下つ巻の欽明段には「檜垵天皇」と記されており、古くから檜前の地に関係が深い天皇であったと考えられています。

～ 阿知使主を氏祖とする東漢氏と檜隈寺跡 ～

『日本書紀』卷第二十九の天武紀朱鳥元年 (686) 8月己丑条には、「(原文) 檜隈寺・輕寺・大窪寺各封百戸、限卅年」とあり、檜隈寺の存在が記されています。この檜隈寺は、現在の於美阿志神社境内に位置していたことが、発掘調査による堂宇・塔の礎石の検出や瓦の出土などから明らかになっています。

この檜隈寺は、あちのおみ阿知使主を氏祖とする渡来氏族であるやまとのあやうじ東漢氏が創建した寺院です。この阿知使主は、後漢の靈帝 (第12代皇帝劉宏の贈り名) の曾孫にあたる中国の人とされており (『続日本紀』延暦4年 (785) 六月条)、『日本書紀』卷第十の応神20年秋9月条には、「(原文) 倭漢直祖阿知使主・其子都加使主、並率己之黨類十七縣而來歸焉」とあり、阿知使主と子の都加使主が党類十七県の人々を連れて渡来したことが記されています。渡来年代には諸説ありますが、おそらく5世紀初め頃には朝鮮半島から渡来していたと考えられ、阿知使主に連なる東漢氏は、朝鮮半島から持ち込んだ最先端の技術を活かして朝廷での地位を確立していったと考えられています。そして、この東漢氏が朝廷により集住させられたのが「檜隈」の地であり、氏寺として建立した檜隈寺の周辺には、東漢氏との関係が推察される掘立柱建物群や居館跡などが検出されています。



大陸との関係を物語る瓦積基壇
(檜隈寺 講堂跡)

飛鳥時代は、日本の歴史のなかでも、仏教の伝播に伴う最初の仏教文化である飛鳥・白鳳文化が花開き、東アジア諸国と積極的に交流を行うなかで、当時の最先端の知識・技術・思想・宗教などの大陸文化を吸収し、寺院や宮殿、祭祀施設、古墳などのわが国の文化の礎を築いた時代でもあります。そして、その大陸文化の伝播を担った渡来系氏族の中心が「檜隈」に居を構えた東漢氏であるということは、この「檜隈」の地は、古代日本の文化の原点であり、ひいては、現在の日本文化の原点であると言っても過言ではありません。

なお、『続日本紀』卷第三十二の宝亀3年 (772) 4月庚午条には、東漢氏の支族の一つを出自とするさかのうえのかりたまろ坂上菟田麻呂 (坂上田村麻呂の父) が、檜前忌寸を大和国高市郡司に任用することを朝廷に上申していることが記されています。そして、その理由として、応神天皇の世に先祖である阿知使主が十七県の人夫を率いて渡来したところ、天皇は高市郡檜前村に居住・帰化させたため、高市郡内は檜隈忌寸や渡来した十七県の人夫が満ち溢れるほど居住し、東漢氏につらならない姓の者は十のうち一か二に過ぎない状況であることがあげられています。このことから、東漢氏一族が檜前の地に居住し続け、奈良時代末にも同族による強いつながりがみられたことをうかがい知ることができます。

～ 古代律令制下の檜前郷 ～

古代の律令制が布かれると、地方には国・郡・里 (郷) の三段階の行政組織が編成されました。平安時代中期に編纂された『和名類聚抄』には、高市郡七郷のひとつとして「檜前 (比乃久末・比乃久万) 郷」があげられており、現在の檜前大字は、大和国高市郡檜前郷に属していました。なお、この「檜前郷」には、少

なくとも現在の御園大字や下平田大字、野口大字、栗原大字の区域を含んでいたと考えられています。

奈良時代の終わり頃から平安時代にかけては、全国的に有力寺社等による農地開発が進められるなかで、農地管理のための条里プランが採用された時代でもあります。東大寺文書には、「檜前条二条十三坪一町」や「檜前条六里十九坪山田」などの記載もみられますが、『大和国条里復原図』（1981.3、奈良県立橿原考古学研究所編）の解説によると、方位を異にする道路や畦畔などから、実際には檜前の地での条里地割は実施されず、地図を作製するのみであった可能性があると考えられています。

～ 万葉歌の舞台としての檜の隈 ～

この頃の檜前大字の様子を表す史料としては、7世紀後半から8世紀後半頃に編纂された和歌集である『万葉集』と、平安時代初期に編纂された勅撰史書である『続日本紀』があげられます。

当時、現在の檜前大字の西側には、下ツ道の延長上にあたる紀路（巨勢道）が南北に通り、紀州方面へとつながっていました。そのため、多くの人々が往来し、『万葉集』にも、檜前を詠った歌として次の3歌がみられます。

夢にだに 見ざりしものを おほほしく 宮出もするか 佐檜の隈廻を （作者：舎人、巻2-175）

（現代語訳）このようなことになるとは、夢にだに見なかったのに、夢どころか現実のものとなってしまって、島の宮から檜隈の道を通って、殯宮（あらかのみや：天皇（ここでは草壁皇子）の遺体を葬送まで安置して祀るところ。）に鬱々とお仕えることか。

さ檜の隈 檜の隈川の 瀬を早み 君が手取らば 言寄せむかも （作者：未詳、巻7-1109）

（現代語訳）檜の隈のね、檜の隈川の瀬の流れが速いので、あなたの手を取ったなら、他人（ひと）がうわさに立てるかしら。

さ檜の隈 檜の隈川に 馬駐め 馬に水飲へ われ外に見む （作者：未詳、巻12-3097）

（現代語訳）檜の隈の、檜の隈川の岸辺にね、あなたのお乗りになった馬をとめてね、馬に水を飲ませてやってください。その間に私はね、あなたのお姿を、脇からこっそりと見ましょう。

現代語訳の出典：「続明日香村史 中巻」

2つ目と3つ目の2歌は「檜隈川」を詠ったものですが、当時の「檜隈川」がどこを流れていたかは、現在は分からなくなっています。これは、江戸時代中期の明和9年（1772）に飛鳥を訪れて「菅笠日記」を著した本居宣長が、同書のなかで、檜隈川を探し歩いたが見つからず、里人も知らなかったことから、「聞わたる ひのくま川は たえぬとも しばしたづねよ あとをだに見ん」と詠んでいることからうかがうことができます。現在の檜隈川（大根田大字の三連池を源流として、栗原大字、御園大字を北流して高取川に注ぐ）とする説や高取川の古称・別称とする説などがありますが、いずれにせよ、檜隈川の流れていたこの「檜隈」の地において、庶民の豊かな生活が繰り広げられていたことをうかがい知ることができます。

○ 中世

中世は、檜前大字のみならず、明日香村全体において、史料が乏しい時代ですが、現存するいくつかの史料から当時の檜前大字付近の状況の断片を垣間見ることができます。

～ 中世荘園と多武峰・越智氏による支配 ～

『至徳3年（1386）6月9日付一乗院良昭維摩会講師段米催状』（岡本文書）には、「檜前導弘寺 五丁八反半」とみられ、門跡の段別が賦課されているように、檜隈寺の後身とされる導弘寺（史書により導興寺・道興寺とも記す）とその寺領田が一乗院門跡の荘園となっていたことが分かります。

その後、室町時代後期の『越智郷段銭帳』（春日大社文書）には、「同（多武峰） 日駒導興寺五町八反半」、また、永正7年（1510）の『多武峰勸進検断目録』（談山神社文書）には、「檜前庄検断香積院之沙汰」、永正18年（1521）の『神殿造宮銭日記』（談山神社文書）には、永正16年（1519）諸郷分奉加銭として「四貫上 檜前庄分皆納」などという記載がみられ、多武峰の勢力下に置かれていました。しかし、その後、国

衆越智氏が台頭してくると、『年未詳卯月 13 日付預所押領目録』（談山神社文書）にみられるように、越智氏により押領され、その勢力下に入ったとされています。

○ 近世

～ 近世檜前村の石高 ～

江戸時代の幕藩体制下では、檜前村は高取藩領に属しました。檜前村は、江戸時代初期には大根田村（現在の大根田大字）とあわせて一村でしたが、寛永 16 年（1639）に大根田村を分村しています。そのため、慶長 9 年（1604）に作成が命じられた『慶長郷帳』では「ひの熊村」一村で 332 石とされていますが、寛文 4 年（1664）に作成が命じられた『寛文郷帳』では「ひの熊村・大根田村」とされて 332 石余、そして、元禄 10 年（1697）に作成が命じられた『元禄郷帳』ならびに天保 2 年（1831）に作成が命じられた『天保郷帳』では、いずれも「檜前村」として 186 石余とされています。

～ 本居宣長・司馬江漢らの来訪 ～

江戸時代、世の中が落ち着きを取り戻すと、町の発達や交通網の整備、町人の富裕化が進み、信仰を背景にした寺社巡りや名所巡りが盛んに行われるようになりました。このようななか、飛鳥地方を訪れる旅人も増加し、数々の案内記や地誌が刊行されました。その代表的なものに『和州旧跡幽考』（延宝 9 年（1681）、林宗甫著）があります。その第 16 巻には、「檜隈川」、「檜隈廬入野宮」、「檜隈寺」なども紹介されています。

一方、飛鳥地方の多くの御陵は、国学者たちを誘うものとなり、江戸時代後期には本居宣長が飛鳥の地を訪れ、『菅笠日記』を表しています。同書には、当時、檜隈廬入野宮跡に建てられた檜隈寺は既に焼失した後で、伽藍の瓦が無数に散乱しており、十三重石塔が立ち、塔跡とみられる大きな礎石があったことが書かれています。また、同書には、ある者がこの礎石を自分の庭に飾ろうとして掘るも、あまりにも大きく断念した後、祟りから病になって死んでしまったという伝承も記録されています。また、江戸時代の画家で蘭学者でもあった司馬江漢も、文化 9 年（1812）2 月 10 日に江戸を出発して飛鳥・吉野への旅に出かけており、その様子は『吉野紀行』に書き残されています。江漢は、檜前の地も巡り、当時の檜隈寺跡の草庵「道興寺」を素描しています。

このように、檜前は、中街道や芋峠越道などの当時の主要な道筋からは外れるものの、檜隈寺跡や檜隈廬入野宮などの魅力的な遺跡が学者や文化人等を惹きつけ、多くの人々が檜前の地にも足を運んでいたと考えられます。



（『司馬江漢全集第 1 巻』（八坂書房）より）
道興寺（司馬江漢『吉野紀行』）

○ 近代以降

～ 阪合村の中心 ～

明治 4 年（1871）、廃藩置県が断行されて奈良県が成立し、翌年大区・小区制が実施されると、檜前村は、奈良県の第十一大区（高市郡）・第十一小区に属することとなりました。なお、明治 7 年（1874）には第五大区（御所会議所部内）・第九小区に属するなど、この大区・小区制は度々改編が加えられています。その後、明治 9 年（1876）の奈良県廃止による堺県への編入、明治 11 年（1878）の郡区町村編成法の制定に伴う第六区長役場へ



（『続明日香村史 下巻』より）
旧阪合村役場

の所属、明治20年(1887)の奈良県の再設置などを経て、明治21年(1888)に市制・町村制が公布されると、翌年、飛鳥村・高市村・阪合村が誕生し、檜前村は阪合村の大字となりました。阪合村役場は檜前大字内の後、明日香診療所の地に置かれました。

『続明日香村史 下巻』によると、明治7年(1874)3月に檜前村の社地内建家において、勸善舎(小学)が設立したとされています。また、『明日香村史 下巻』によると、明治6年(1873)4月に檜前小学を檜前村に開設した後、明治44年(1909)4月に現在の阪合小学校跡の地に新校舎を新築したとされています。この阪合小学校は、その後、昭和56年(1981)4月に、高市小学校、飛鳥小学校と統合して現在の明日香小学校となるまで利用されてきました。廃校後、校舎は取り壊され、運動場として大字住民等に利用されてきました。



『続明日香村史 下巻』より
旧阪合小学校

～ 於美阿志神社の移座と阿知使主への信仰 ～

明治期の檜前大字における大きな出来事のひとつとして、於美阿志神社の移座があります。かつての於美阿志神社は、現在地より道を隔てて西方にあったとされており、明治40年(1907)4月1日に位置変更の届出を行い、同年7月26日に許可を得て、現在地に移座しました。

明治から戦前にかけて、日本各地で繊維・紡績業が盛んになるなかで、於美阿志神社は、呉織、穴織くればとりなどの縫工女を連れて機織りの技術を伝えたあなはとりとされる阿知使主(『日本書紀』巻第十の応神37年春2月戊午朔条)を祀る神社であることから、繊維・紡績業者や商社からの厚い信仰を受けてきました。また、古代東漢氏は、その後、坂上氏をはじめ、路氏、檜原氏、内蔵氏、大蔵氏、丹波氏、平田氏、井上氏などの数十氏となり、摂津や美川、近江、播磨、阿波などの諸国に分布していったことから、全国各地のその氏祖である阿知使主を祀る神社が創建されたと考えられています。そのため、阿知使主を祀る神社の本社といえる於美阿志神社には、現在も時々、全国様々な地域からお酒などが奉納されることがあります。(大字住民からの聞き取りによる)

～ 明日香村の歴史的風土を代表する優れた集落景観 ～

戦後の昭和31年(1956)、飛鳥村・高市村・阪合村の三村が合併して、現在の明日香村が誕生し、檜前大字は明日香村の大字になりました。

昭和30年代半ばに始まる高度経済成長による急激な都市化に伴う開発圧力の高まりを背景に、昭和41年(1966)1月に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(古都保存法)が制定され、同年、明日香村は古都に指定されました。古都指定当初は、明日香村の一部(飛鳥寺や岡寺、石舞台古墳、橋寺、川原寺を中心とした区域)のみが歴史的風土保存区域に指定されており、檜前大字は保存区域には含まれていませんでした。その後、昭和46年(1971)4月の保存区域の拡大により、檜前大字の南部(現在の市街化調整区域にあたる区域)が歴史的風土保存区域に指定されました。しかし、住宅開発の波は当時の檜前大字の区域にも及び、昭和50年代には、檜前緑ヶ丘及び檜前緑台の開発が進められ(檜前緑ヶ丘は昭和54年(1979)9月、檜前緑台は昭和61年(1986)4月に造成完了)、これらの開発区域は、それぞれ檜前緑ヶ丘大字、檜前緑台大字として、現在の檜前大字とは異なる大字として歩みを進めることとなりました。このような状況を踏まえ、昭和55年(1980)5月に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(「明日香法」)が制定されると、同年12月に保存区域が明日香村全域に拡大され、檜前大字も全域が歴史的風土保存区域(第二種歴史的風土保存地区)に指定されました。そして、明日香法の制定・保存区域の全村拡大に伴って改訂された「明日香村歴史的風土保存計画」では、「第一次明日香村総合計画」(昭和51年(1976)策定)において、「阪合地区のうち、檜前集落については、農家集落群として

の家並保存とその修景による環境整備を図る」と檜前集落を特出した環境保全の方針が示されたことを踏まえ、次のように、明日香村のなかでも優れた景観が形成されている集落として「檜前」の名があげられています。

明日香村歴史的風土保存計画（2－（3）－ハ抜粋）

（3）行為の規制を運用するに当たって特に配慮すべき事項

ハ 現状において優れた景観を有している檜前、飛鳥等の集落については、建築物の新築、改築、大修理に際して、家並みの保存が図られることに留意する。

～ 遺跡の発掘・保存と公園の整備 ～

檜前寺跡は、昭和44年（1969）の十三重塔の解体修理、昭和54年（1979）から昭和57年（1982）にかけての礎石・基壇化粧材や金堂跡の発見、伽藍様式や門、東回廊跡の確認、昭和61年（1986）の寺域範囲の確認等を経て、平成15年（2003）3月25日に7,611㎡が国の史跡に指定されました。

近年では、明日香村近隣公園が、「第3次明日香村総合計画」（平成11年（2009）策定）での位置づけを踏まえて、平成14年（2002）3月に基本計画が策定、平成20年（2008）に都市計画決定された後、平成22年度より整備工事が進められ、平成25年（2013）11月に開園しています。

また、平成13年（2001）3月には、国営飛鳥歴史公園の区域拡充（キトラ古墳周辺地区を新たな地区として設定）が閣議決定され、「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区 基本計画」や「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区 体験的歴史学習基本構想」、「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区整備事業 景観整備方針」などにに基づき、平成28年度開園を目指して整備が進められています。

＜生活・文化＞

檜前大字は、古くから農業を主体とした地域であり、明治期には、米、麦、甘藷、実綿、^{ナズシロ}蘿蔔などを生産していました。大正初期頃にはショウガ栽培が盛んに行われ、昭和30年代初め頃までは米の供出代金を上回るほどの売り上げでした。

しかし、昭和40年代以降、農産物の輸入自由化や生産調整の影響などを背景に、村内の各大字と同様に次第に兼業化や農業離れが進んでいきました。特に檜前大字は、近鉄飛鳥駅に比較的近いという交通利便性も相俟って、若い労働年齢層の農業従事者数が減少していきました。昭和45年（1970）に32戸であった農家戸数は、40年後の平成22年（2010）には21戸（うち販売農家12戸、自給的農家9戸[※]）に減少しており、耕作放棄地や果樹園の荒廃が進むなどの課題も生じてきています。

一方、民俗文化では、かつては伊勢講や金毘羅講などの講やレンゾ、亥の子祭りなどの農業にまつわる習俗・行事などの様々な祭り・行事が行われていましたが、生活様式や生業の変化、人口・若者世代の減少などを背景に失われてしまったものもあります。しかし、檜前大字には現在もなお数多くの祭り・行事が受け継がれ、大字住民の心をつないでいます。

それらの祭り・行事は、檜前大字として行うものと、大字内の4つの組などを単位として行うものの大きく2つに分けることができます。

檜前大字として行う祭り・行事としては、於美阿志神社の春・夏・秋の祭典、西福寺の春・秋の彼岸法要や施餓鬼法要、とんどなどが現在に受け継がれており、特に於美阿志神社の秋の祭典は、大字を挙げて実施され、大字住民の交流の場となるとともに、大字外に出て暮らしている人も戻ってきて楽しんでいます。また、清掃活動や草刈などの大字住民の共同作業も継続して行われてきており、美しい大字景観づくりとともに、大字住民のつながりを保ち、良好なコミュニティを形成する重要な役割を担っています。

一方、組などを単位として執り行う祭り・行事では、大字内の4ヶ所のお地蔵さんにおける地蔵まつりがその代表的なものとしてあげられます。この地蔵まつりは、かつては組を単位としていましたが、近年は所属する組にかかわらず、近くのお地蔵さんで行うようになってきています。また、その他にも庚申講や八講（明神講）も、かつてのように講員が集まって行うことはなくなりましたが、現在も一部の講員によって掛軸を順番に回す形で、その信仰が受け継がれています。

さらに、このような祭り・行事のハレの日以外においても、於美阿志神社境内の各灯籠への灯火やお地蔵さんなどへの花や水、果物などのお供えといった日常的な信仰の風景も受け継がれています。



八講（明神講）の掛軸

※：「2010年農林業センサス」による。なお、「販売農家」とは、商品生産を主たる目的とする農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売額50万円以上）、「自給的農家」とは、飯米自給等を主たる目的とする農家（経営耕地面積30a未満かつ農産物販売額50万円未満）と定義されている。

■ 檜前大字の年間の祭り・行事

【 大字として行う祭り・行事 】

実施月	実施日*	祭り・行事	備考
1月	3日	初集会	
	9日	とんど 柴集め・建立	
	14日	とんど 点火	16日片付け
2月	3日	於美阿志神社 節分 拝殿開扉・点灯	
3月	21日	西福寺 春の彼岸法要	
4月		於美阿志神社 草刈	担当の組
		花つくり地 耕作	役員
5月		墓地・御園池・花つくり地 草刈	担当の組
		花つくり地 種まき(ひまわり)	役員
	15日	於美阿志神社 春の祭典(おみ湯)	
6月		大字内一斉清掃・於美阿志神社 草刈	担当の組
7月		於美阿志神社 草刈	担当の組
	14日	於美阿志神社 夏の祭典(おみ湯)	
8月		墓地・御園池・花つくり地 草刈	担当の組
		総集会	
	18日	西福寺 施餓鬼法要	
9月		クリーンキャンペーン・於美阿志神社 草刈	担当の組
		墓地・御園池・花つくり地 草刈	担当の組
	22日	西福寺 秋の彼岸法要	
10月		於美阿志神社 草刈	担当の組
	9日	於美阿志神社 春の祭典(おみ湯・太鼓台巡行)	
		花つくり地 耕作	役員
11月		大字内一斉清掃・於美阿志神社 草刈	担当の組
		花つくり地 種まき(菜の花)	役員
		村民体育大会	
12月		於美阿志神社・集会所 門松・注連縄づくり	役員
	31日	於美阿志神社 拝殿開扉・点灯・鏡餅お供え	1月4日まで

【 組や近隣住民、一部講員による祭り・行事 】

祭り・行事	概要
地蔵まつり (地蔵盆)	大字内の4ヶ所のお地蔵さんにおいて、毎年7月23日又は24日に行われる子どもも守り神である地蔵菩薩を祀るまつりである。かつては組を単位に行っていたが、近年は組を基本としながらも住まいの近くのお地蔵さんで行うようになっている。お地蔵さんの前には、提灯が灯され、花や果物などのお供え物が並べられる。西福寺の和尚さんがお地蔵さんを順番にまわって般若心経があげられる。
庚申講	組を単位に行われており、かつては講員が集まって実施し、閏年には当屋がカシの木に名前などを書いて奉納していた。代々奉納されてきたカシの木は、現在も於美阿志神社境内の庚申堂に納められている。現在は各組で2ヶ月(60日)ごとに掛軸を回す形で続けられている。
八講 (明神講)	かつては11軒によって行われていたが、現在は3軒となっている。講員が持ち回りで当番の宿を務め、八講の日である3月12日に藤原鎌足像の掛軸を床の間に掛けて、お供えをして灯明をあげ、終わると次の当番の宿に送る。『飛鳥の民俗 No.6』(1985.3.25、飛鳥民俗調査会編)によると、当時は4軒で行われ、八講の日の夕方には、講員が当番の家を訪れて、宿の主人とともに心経3巻をあげて夕食(仕出し)をいただいたという。また、「大正13年旧2月12日改」「藤原鎌足講覚」「檜前講中」と記す書類によると、宿でお酒5合を供え、油揚げ20枚、かます20目、豆腐20丁が供えられていた記録が残る。また、当時はこの他に呎子(かますご、いかなごの異名)は必ずそえたという。

※：実施日は、平成28年3月現在、毎年決まった日程で実施している祭り・行事のみを記載している。

～ 檜前大字のかつての祭り・行事（古俗）～

祭り・行事	概要
レンゾ	7月14日の昼から農休として、夕食には小麦餅をキナコにつけて食べていた。
お盆 (かつての行事の内容)	8月14日の夕刻に墓までご先祖さんを迎えに行き、線香を焚いて家まで連れて帰ってくる。ご先祖さんを家の仏壇に迎え入れた後、オチャトウとオチツキソーメン、里芋の葉に野菜や果物などを供える。8月15日の夕刻にご先祖さんを送る前に、餅米を炊いて丸めたものを竹の皮に包んで送る場所まで持って行き、そこで供える。村では施餓鬼法要を行う。
於美阿志神社の秋祭り (かつての祭りの内容)	<p>宮講によって9月5日から8日に営まれており、9月5日餅米洗い、6日餅つき、7日餅座、8日本座であったが、後に8日の本座のみとなった。檜前の村には、近世から近現代に至る宮座に関する記録が残っており、当番にあたった総代が輪番で保管している。寛文7年(1667)からの頭屋名の記録(表紙欠損)、延享4年(1747)銘の『宮講当屋定』(1紙)、享保13年銘の『銀子預書』、大正4年銘の『献立等改正決議覚』(1紙)昭和49年(1974)銘の『覚え書』などである。これによると、かつては檜前の村のみではなく、大根田の村の宮座の人たち(頭屋)とともに行われていたことが確認できる。</p> <p>かつての於美阿志神社の秋の宮講祭礼(秋祭り)の内容は、次のとおりとされる。</p> <p>頭屋は9月8日の1週間ほど前に吉野川へ行って、川水で身を清めて、3個の小石と瓶に入れた水を持ち帰って神棚に上げる。そして、頭屋の家の床の間には、葦で編んだ菰を敷いて、両端に御幣を置き、オカリヤと称する組み段を設けて神饌(高杯に洗米・塩・水・魚・果物・野菜等)を供えた。</p> <p>7日の餅座では、一升餅(塩アン)を大は五合、中は三合、小は二合の三重にして供え、髪元結で切って食べた。また、翌日の本座用の酒の吟味として、黒い桶に板ゴク作りによって作ったドブコクを供えていた。</p> <p>8日の本座では、神社の境内でミユを炊く(この時、御湯釜に用意していた小石と水を入れて浄める)。シメジの吸い物や松茸を焼いたもの等々を頂き、祝詞をあげ、御幣を奉納する。</p> <p>翌9日は宮送りで、この日の昼から盛装した頭屋の少女が宮講の人に付き添われて神社へ宮参りをする。宮参りの後、祭礼が営まれる。その後、頭屋の受け渡し式がおこなわれ、神社の鍵前を次に送って祭礼は終了する。</p>
亥の子祭り	12月(旧11月)の亥の日に子どもたちがデンボを作り、「亥の子の晩に餅つかん家は、箸でいえ建てて、馬のフンで壁塗って、ボボの毛で屋根葺いて、ここの嫁さんいつもろた、三月三日の朝もうた、鯛三匹、酒五合、新米藁で祝うたろう、もう一つおまけに祝うたろうか」と叫びながら、各家の門口をつついたり、たたいたりしながら歩き、お金や品物を貰ったという。
伊勢講	講員十数名が集まり、伊勢皇大神宮の剣形のお札と御幣のような紙を付けた棒、各講員の名前を書いた紙を用いて、講員の中からその年の代表者を選出した。代表者は講員から集めた資金をもとに伊勢神宮にお参りをしてお札を持ち帰り、講員に配ったという。なお、戦後、昭和25年(1950)頃には行われていたことが知られるが、現在は行われていない。
金毘羅講	葛城山に登ったという。
三日	宮講の頭屋の年間行事であり、毎月3回宮参りをして、石灯笼にあかりをつけて礼拝した。

資料：『明日香村村史』、『続明日香村村史』、檜前大字の古老へのヒアリング調査より

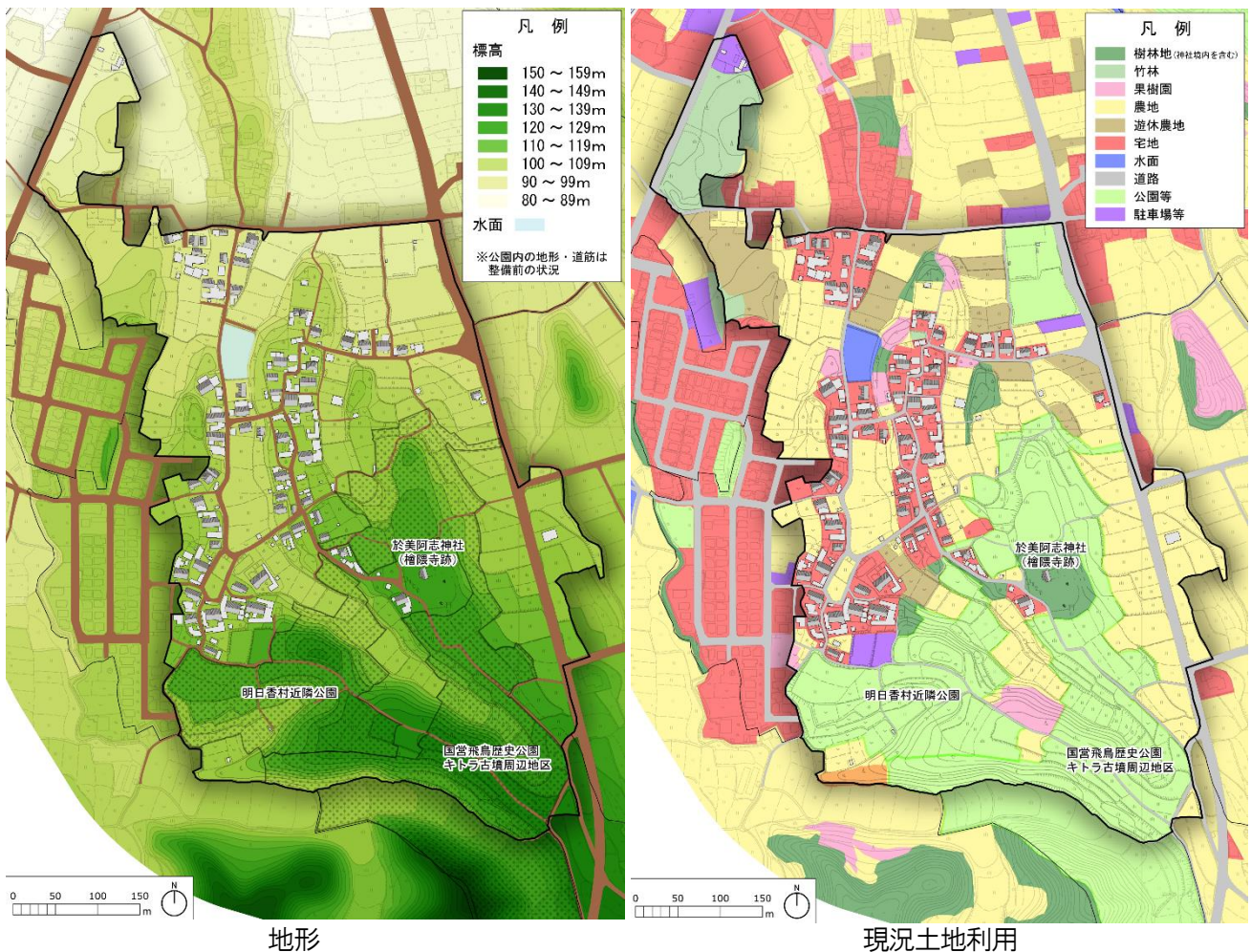
(2) 檜前大字の景観の特徴

① 地形と土地利用

檜前大字は、竜門山地から伸びる丘陵尾根の端部に位置するため、大きくみると南東から北西に向けてなだらかに下る地形となっています。ひだ状に延びる大きな2本の尾根上又は尾根の裾に道が通り、尾根形状と道がつくる不整形な敷地のもとに、家屋が道に沿ってまとまって建ち並ぶ塊村状の集落を形成しています。東側の尾根は、その高台に国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区と於美阿志神社（檜前寺跡）が位置し、北へと標高を下げながら北側の御園大字との境界付近まで伸びています。一方、西側の尾根は、明日香村近隣公園から北へと標高を下げながら伸び、標高100mほどになって御園大字へと続いており、尾根上の集落は御園大字の集落に連なっています。そして、これらの丘陵に挟まれた細長く伸びる谷筋や丘陵の周囲の低地に田畑が営まれ、一部丘陵上には果樹園もみられます。また、丘陵と谷筋がつくる高低差を処理するために、集落内の多くの敷地には石積みが設けられています。

このような地形の特徴ならびにそれを巧みに活かした古くからの土地の使い方は、細長く伸びる谷筋に連なる農地とその両脇に建ち並ぶ民家や石積みがつくる奥行きと生活・文化を感じられる景観、また、大字東部の広がりのある農空間と於美阿志神社の社叢等への豊かな自然と歴史を感じられる景観をつくり出しています。

■ 檜前大字の地形と現況土地利用



② 集落の成り立ち

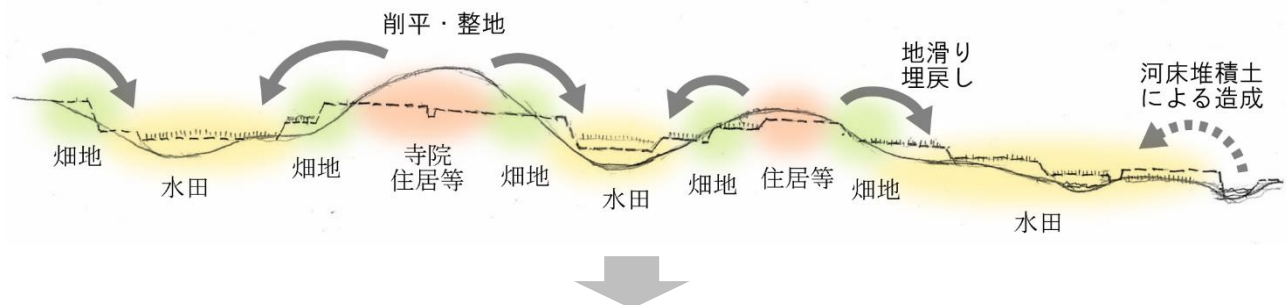
阪合公有地（阪合小学校跡地）の発掘調査では、小学校の校舎やプール等による削平もありますが、400～500mm程度で整地層が見つかり、古墳～飛鳥時代にかけての2期にわたると考えられる建物遺構が検出されています。また、過年度の発掘調査から檜隈寺跡等の尾根筋の末端がここにあたり、良好な地盤に建物が建てられていたこと、また、檜前川周辺の水田の下からは、生活遺跡や河床跡が検出されていることから、氾濫原の治水が繰り返されてきたことがうかがえます。さらに、北に隣接する御園大字の地名は、古代には蔬菜を作る場所を御園と称していたことに由来することから、檜前大字の地においても、丘陵上の日当たりの良い場所には畑地が形成されていたことが想定されます。

推察の域を超えるものではありませんが、これらのことから、古代の檜前大字では、次のように集落や農地が形成されていたと考えられます。

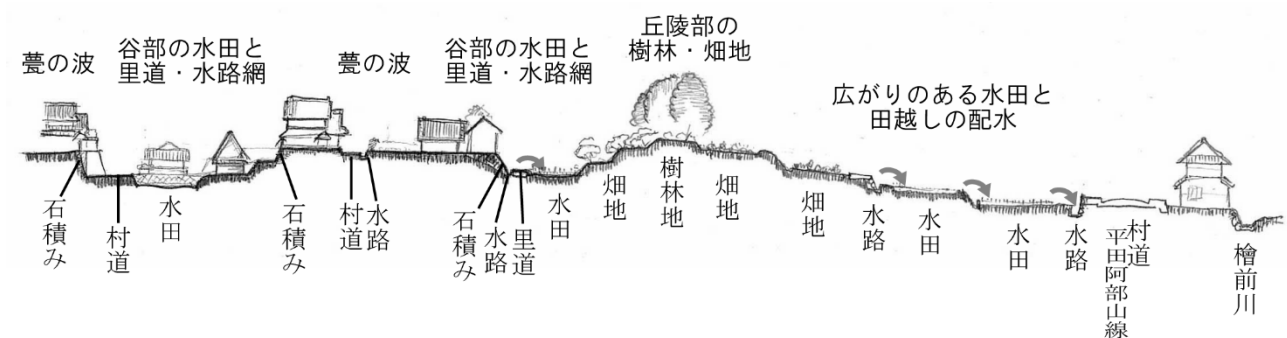
- ①丘陵鞍部を削平・整地してできる強固な地盤の上に、寺院や宮跡などの要衝を築くとともに、その端部には人々が暮らす建物が建てられ、蔬菜を栽培する畑地が形成されていた
- ②谷部は、丘陵裾部の地滑りによる埋戻しや丘陵の削平残土ならびに河床堆積土による造成等により、水田が営まれていた

その後の歴史の歩みのなかで、集落の居住領域や細かな地形ならびに土地利用などは変化してきましたが、上記の①②のような基本的な土地利用の考え方は変わらず、現在に受け継がれているといえます。

■ 集落形成の過程と古代檜前の集落の様子（推測）



■ 現在の檜前大字の断面構成と利水の仕組み



③ 景観資産

■ 檜前大字の景観資産

(1/4)

分類	名称	概要
遺跡	檜隈寺跡 【国史跡】	<p>現在は、渡来系氏族である東漢氏の祖、阿知使主を祀る「於美阿志神社」が鎮座する。文献では、686年「檜隈寺・軽寺・大窪寺に各百戸を封ず。三十年を限る」との記事がみられることから、この頃には建立されていたことが推定されるが、遺跡から出土した火炎文の軒丸瓦からは7世紀前半には、檜隈寺の前身にあたる小規模な寺院が建立されていたことがうかがえる。</p> <p>1969年の奈良県教育委員会の発掘調査を皮切りに、その後奈良国立文化財研究所も発掘調査を行っている。調査の結果、塔・金堂・講堂・中門・回廊などが検出された。</p> <p>塔は、四天柱礎石が四石とも完存していることが明らかとなり、塔心礎も原位置を保っていたことがわかっている。</p> <p>金堂は、身舎に四面庇をつけた礎石建物であることがわかり、基壇の四周に川原石を敷き詰めていたことも明らかとなっている。</p> <p>講堂は金堂同様に四面庇をもつ礎石建ちの建物で、基壇は、いわゆる瓦積基壇であったことがわかっている。また基壇上面には、いくつかの埴(せん)がみられることから、上面に敷き詰められていた可能性が考えられている。</p> <p>伽藍配置については、中心建物しか検出されていないため、不確定要素が多い。</p> <p>瓦は金堂の調査で複弁蓮華文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦が多く出土しているのに対して、講堂の調査では、藤原宮に用いられる瓦に似た瓦が出土したことから、造営に時期差があったことが考えられている。</p>
	檜隈廬入野宮跡	<p>『古事記』下つ巻の宣化段には、建小廣國押楯命(=宣化天皇)が檜前の廬入野宮で天下を治めたこと、また、『日本書紀』卷第十八の宣化紀元年(536)正月条には、都を檜隈廬入野に移して宮号としたことが記されている。檜隈廬入野宮跡は、檜隈寺跡(現:於美阿志神社境内)付近と考えられているが、現在のところ実証するものはない。</p> <p>於美阿志神社の境内には、大正4年11月に建てられた「宣化天皇檜隈廬入野宮趾」の銘の石標がある。</p>
	檜前脇田遺跡	<p>縄文時代草創期の尖頭器が出土した。遺跡は、檜隈寺跡の東側、谷状地形のやや低い場所にあたる。この時期の村内の遺跡は、定住を示すような遺跡を伴っておらず、当遺跡においても河川跡から遺物のみが単体で出土しているだけである。飛鳥池遺跡出土の尖頭器とならび、飛鳥地域で最も古い時代の資料でもある。縄文人がこの地で狩猟を行っていたことを示す。飛鳥池遺跡が飛鳥川流域近辺に立地する遺跡であるのに対して、檜前脇田遺跡は、高取川流域に立地している。</p>



檜隈寺の前身となる寺院に使われたとされる軒丸瓦(火炎文)



檜隈寺 金堂跡




檜隈廬入野宮跡の標柱



檜前脇田遺跡出土有舌尖頭器

■ 檜前大字の景観資産

(2/4)

分類	名称	概要
遺跡	檜前タバタ遺跡	<p>弥生時代には、檜隈川と谷地形に挟まれた微高地に、隣接する御園大字の御園チシヤイ遺跡やアライ遺跡と一体となって小規模な集落が形成されていたことが想定されている。</p> <p>平成7年度に村道平田阿部山線の拡幅に伴い実施した発掘調査では、古墳時代から飛鳥時代の河川・溝・護岸の跡が検出され、大量の布留式土器をはじめ、土師器、須恵器などが出土している。</p>
	檜前門田遺跡	<p>平成7年度に農地造成に伴い実施した発掘調査では、掘立柱建物や塀の跡が検出され、土師器、須恵器、瓦器が出土しており、飛鳥時代の集落跡と考えられている。</p>
	檜前遺跡群	<p>檜前遺跡群は、檜前大田遺跡をはじめ、檜隈寺からキトラ古墳までの周辺一帯の遺跡群の総称である。国営公園や近隣公園の整備に伴い実施した発掘調査では、7世紀後半と考えられる掘立柱建物群や大壁建物が検出され、土師器や須恵器、黒色土器、瓦器、陶器などが出土し、東漢氏との関連性が注目されている。</p>
建造物 (建築物、石造物)	於美阿志神社	<p>東漢氏の祖、阿知使主神夫妻二柱を祭神とする当神社は、『延喜式』神名帳に記載のある式内社(式内小社)であり、明治40年に道を隔てた西方から当地(檜隈寺の跡地)に移座したものである。社殿は流造りである。境内には雑社として素戔鳴尊を祭神とする八坂神社と稲荷神社が合祀されている。境内に存在する石灯籠には春日大明神、稲荷大明神、金毘羅大権現などの銘が刻まれており、多くの神々が祀られていたことがわかる。社殿南側には、十三重石塔が建つ。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">神社鳥居と灯籠・拝殿 神社本殿 境内社(庚申堂)</p>
	西福寺	<p>山号は得生山、院号は福寿院、宗派は浄土宗知恩院末である。毎年、3月21日には春の彼岸法要、8月18日には施餓鬼法要、9月22日には秋の彼岸法要が執り行われる。</p> <p>檜前大字には、浄土宗・浄土真宗の家々があるが、西福寺は宗派の違いにかかわらず、檜前大字の家々の全ての仏壇をお世話する特徴的な寺院である。</p> 
	十三重石塔 【国重要文化財】	<p>於美阿志神社社殿南側に塔跡の基壇があり、ここに平安時代後期の作と考えられる十三重石塔が建つ。現在は十一重しかなく、現高約430cmの凝灰岩製である。初重軸部には梵字が刻まれている。各重の屋根は、屋根の上に上層の軸部を低く作り出しており、屋根の軒は厚く、軒返りはゆるく反って重厚雄大である。上にいくほど少しずつ小さくなっている。塔心礎からは12世紀後半の中国製の褐釉四耳壺の中に青白磁合子があり、中にガラス製舍利容器(高さ2.8cm、胴径2.7cm)が納められていた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">      </div> <p style="text-align: center;">十三重石塔 埋納物(図: 飛鳥資料館1983、『飛鳥遺跡』より)</p>

■ 檜前大字の景観資産

(3/4)

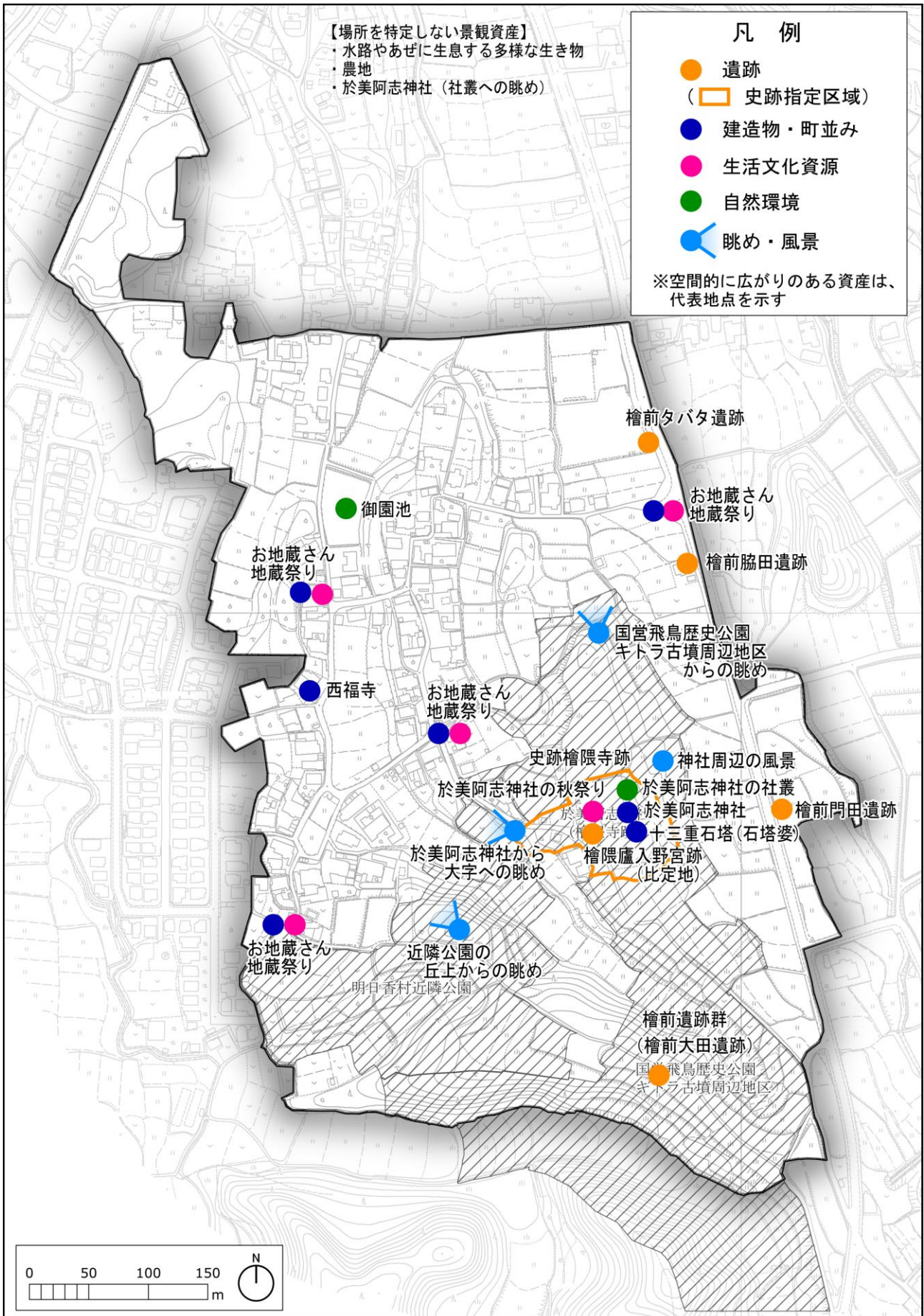
分類	名称	概要
建造物 (建築物、 石造物)	タバタの お地蔵さん	大字入口の県道沿いに位置する北を向く珍しい地蔵である。願い事をかなえてくれると伝えられる。毎年7月23日に近隣住民で地蔵まつりを行う。 
	上垣内の お地蔵さん	明日香村近隣公園の整備に伴って、場所が少し移動されて現在地に安置されている。毎年7月23日に近隣8軒で地蔵まつりを行う。 
	四つ辻の お地蔵さん	大字内の四つ辻に祀られ、毎年7月23日に2組を中心とした14軒で地蔵まつりを行う。 
	森本の お地蔵さん	森本家の裏庭に祀られ、毎年7月24日に近隣10～15軒で地蔵まつりを行う。他のお地蔵さんに比べて大きく、顔のつくりから1500年代のもと考えられる。また、かつて、森本家裏山の土の中から掘り出され、一旦西福寺に預けられたが、村で病が流行したことから、元の場所(現在地)に安置されることとなったという伝承が伝わる。 
生活・文化	祭り・行事	※2-(1)⑤歴史文化環境の「生活・文化」の項目(15ページ)を参照
自然環境	於美阿志神社の 社叢	『明日香村史 下巻』によると、於美阿志神社の社叢は、スギ・ヒノキ・クロマツなどの針葉樹、イチイガシ・アラカシ・シラカシ・ナナミノキ・ヤブツバキなどの常緑樹、ヤマウルシ・ムクロジ・タラノキ・クサギ・コシアブラ・ヤブムラサキなどの落葉樹などで構成されており、於美阿志神社の歴史とともに、新緑や紅葉などからは四季の移ろいを感じることができる。 
	御園池	野鳥の巣作りに適した地形であり、渡り鳥が渡来している。 農業用水・防火用水等の機能を有している。  
	水路や畦などに生息する多様な生き物	水路には、ホタルやメダカ、タガメ、水ヤモリ等、きれいな水にしか住めない生き物が多く生息している。また、畦には、ササユリの群生や春・秋の七草など、一般には見かけられなくなった草花も残る。子どもたちの自然学習の場となり、村外の方にも明日香だからこそと喜ばれる。
	農地	低地の水田は、広がりのある眺めや谷筋の奥行を感じられる景観をつくりだしている。また、丘陵上を中心に畑地。ミカンやカキ等の果樹園が営まれ、集落の家並みと一体となった自然豊かな景観をつくりだしている。これらの農地からは、四季の移ろいを心と身体で感じることができる。  

■ 檜前大字の景観資産

(4 / 4)

分類	名称	概要	
町並み眺め	於美阿志神社（社叢）への眺め	於美阿志神社は、丘陵の高台に位置するため、その社叢は、地域の景観のランドマーク（目印）になる。	
	近隣公園の丘上からの眺め	丘上の東屋からは、谷筋を地形に沿って上がってくる屋根並みを望むことができる。金剛葛城山系の日没の美しい風景を望むことができる。	
	国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区からの眺め	低い家並みと農地が広がる、広大な風景を望むことができる。また、時間帯によっては、低い山並みにたなびく朝霧を望むこともできる。	
	於美阿志神社付近から大字への眺め	於美阿志神社付近から北側に集落を望むと、幾層にも連なる葺の波や田畑を丸く囲んで建てられた家並みなどの、古くからの風景がみられる。	
	神社周辺の風景	秋の彼岸花と稲穂が重なり合った絵になる風景が広がり、カメラマンにも好評である。	

■ 檜前大字の景観資源の分布

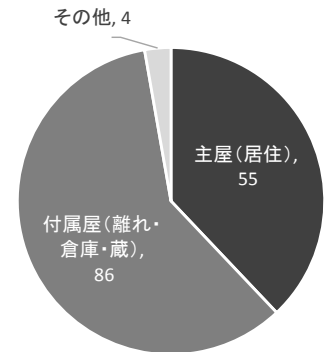


④ 建築物・工作物等

(平成27年(2015)10月6日に実施した現地調査により、道路等の公共空間から確認できた合計70敷地、145棟の建築物の分析に基づく)

<建築物の用途・機能>

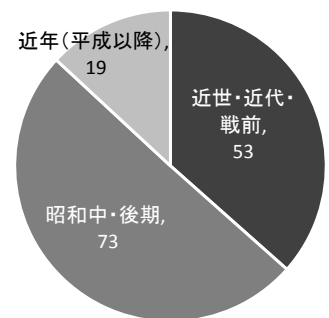
多くの敷地で「主屋(居住)」の他に、「付属屋(離れ・倉庫・蔵等)」が設けられており、住宅用敷地(事業所や倉庫のみの敷地等を除く)の55敷地のうち、付属屋を伴わない敷地は23敷地となっています。1敷地内に7棟の付属屋を有する敷地もみられ、土蔵も10棟ほど残り、敷地の際や角地に配されており、集落内の景観を特徴づける重要な要素になっています。なお、「その他」に分類されるものとしては、集会所、事業所、寺院があげられます。



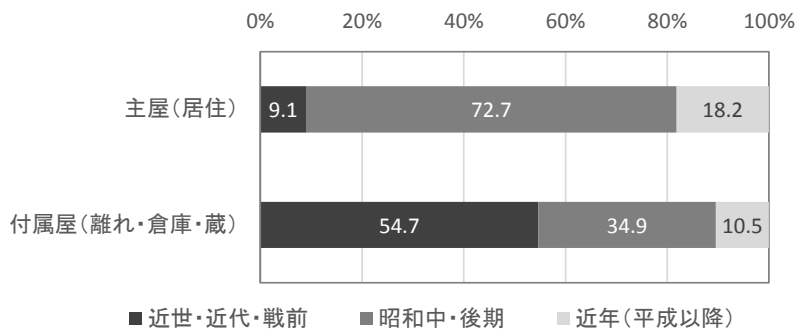
建築物の用途・機能

<建築年代(推定)>

「昭和中後期」に建てられたと思われる建築物が約半数を占めています。一方、「近世・近代・戦前」に建てられたと思われる建築物も多く残り、その多くは付属屋であることから、主屋の建て替えが進むなかで、付属屋は後回しとされ、残ってきている状況にあると考えられます。



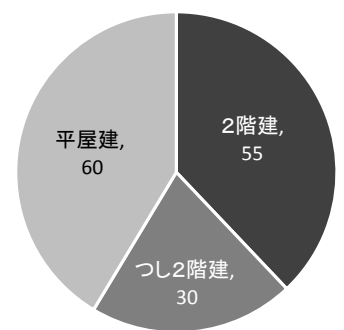
建築年代(推定)



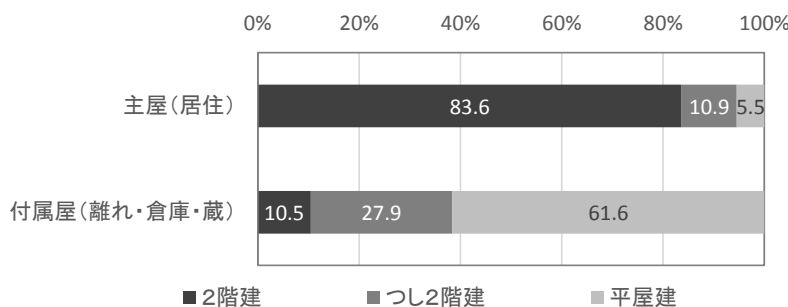
建築物の用途・機能 × 建築年代(推定)

<建築物の高さ>

建築物の総数に対する割合では、「平屋建」が多くなっていますが、その多くは付属屋であり、主屋では、「2階建」が大半を占めています。このように、2階建の主屋と平屋建の付属屋が敷地内に配され、また、1棟であっても落ち棟を設けるなどの高さの変化がつけられるなどにより、豊の波が作り出されています。※



建築物の高さ



建築物の用途・機能 × 高さ

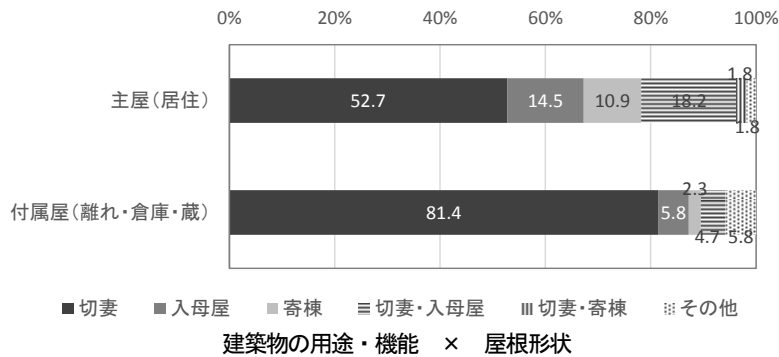
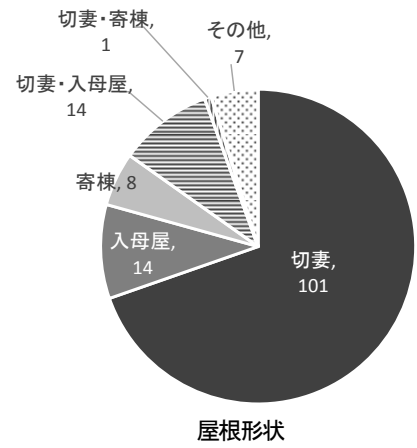
※ 建築物の高さの調査・集計は、落ち棟等が設けられている場合であっても、各建築物の棟の最高高さによることとした。

<屋根>

屋根形状では、切妻屋根が大半を占めていますが、主屋では、切妻が最も多いが、片方を切妻、片方を入母屋とした屋根形状も多くみられます。また、大和地方特有の大和棟（高塀造）の民家も1棟残っています。

屋根の向きでは、主屋は、日照・採光の都合上、棟を東西方向に向けて南面するものが多くなっています。一方、付属屋は敷地を取り囲むように配されるなど、棟の向きは主屋と垂直・平行など様々です。

「建築物の高さ」で前述したように、主屋は2階建、付属屋は平屋建が多いことから、主屋の切妻・入母屋屋根が東西方向に棟を向けて一段高い場所で連なりをみせ、その下に主屋の落ち棟や付属屋の屋根並みが広がるという特徴的な眺めが作り出されています。



主屋と落ち棟、付属屋の高低差がつくる葺の波

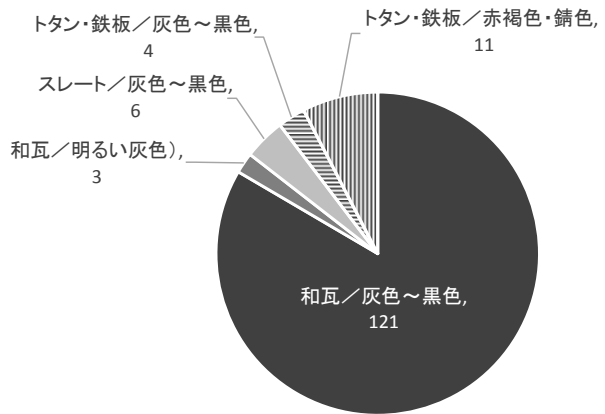


落ち棟がつくる屋根並み

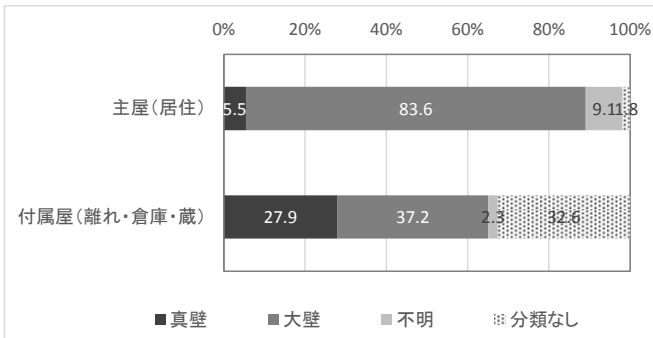
屋根材料としては、古都保存法・風致地区条例による規制・誘導を反映して、大半が和瓦（灰色～黒色）となっています（主屋は約9割が和瓦葺）。スレートやトタン・鉄板は付属屋（倉庫）に多く用いられています。

<外壁>

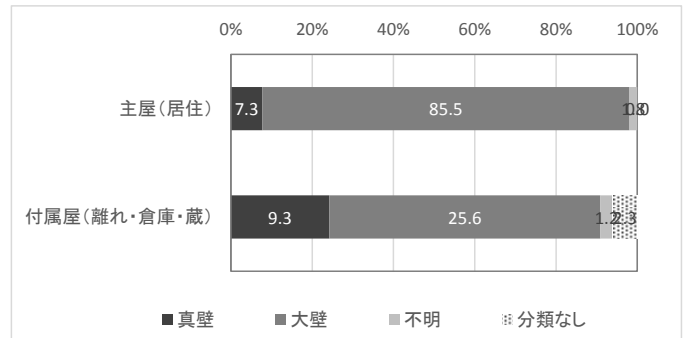
外壁の様式としては、全体的に「大壁」が多くみられますが、1階の外壁では「真壁」も多く用いられています。「真壁」の採用は、建築年代が「近世・近代・戦前」の建築物に多く、そのため付属屋に多くみられます。



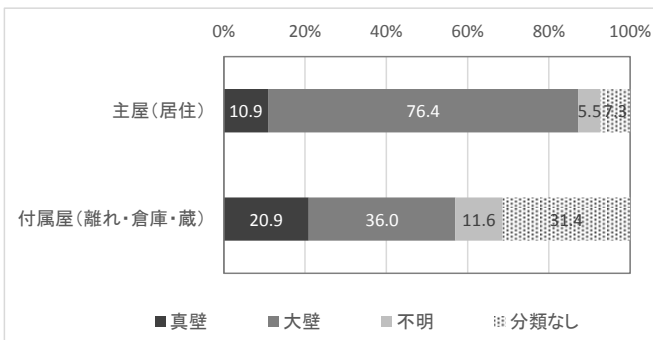
屋根材料・屋根色彩



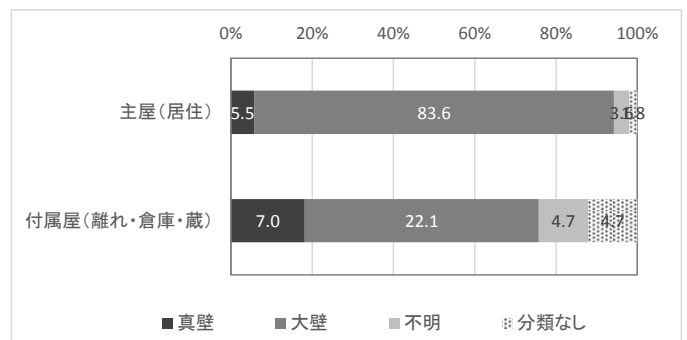
外壁様式（1階桁面）



外壁様式（2階桁面）



外壁様式（1階妻面）

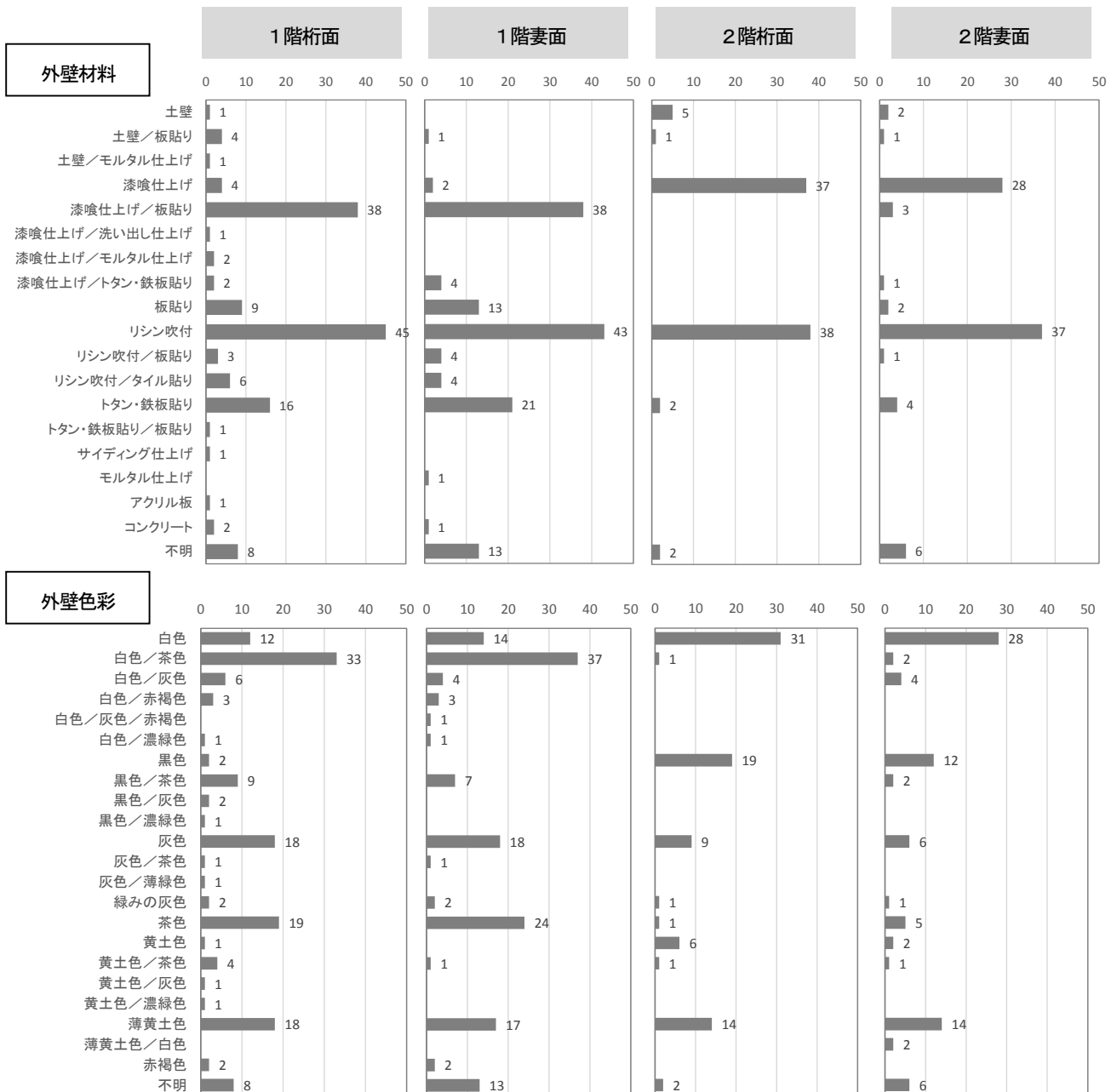


外壁様式（2階妻面）

外壁の材料では、1階・2階外壁ともに、「リシン吹付」が最も多く用いられていますが、1階外壁では、「漆喰仕上げ・板貼り」（漆喰風・板貼り風を含む）も多く、全体的に複数の材料を用いた外壁が多くみられること、一方、2階外壁では「漆喰仕上げ」も多く、単一材料による外壁が多いことが特徴となっています。

外壁の色彩では、古都保存法・風致地区条例による規制・誘導を反映して、白色、黒色、灰色、茶色、黄土色が多く、全体的に彩度の低い落ち着いた色彩が用いられています。また、窓枠や軒下部、庇上部などに白色等を用いている場合が多く、外壁のアクセントカラー（強調色）となっています。※

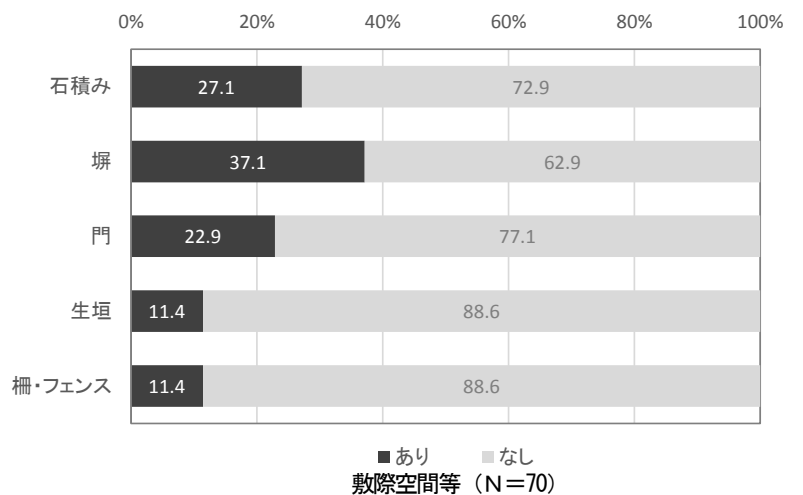
※ 外壁の色彩の調査・集計は、基調色によるものとし、アクセントカラーは含めていない。



＜敷地空間等＞

微地形を反映して、石積みが設けられている敷地が19敷地と多くみられ、うち12敷地は間知石積が用いられています。

敷地空間のしつらえとしては、塀によるものが26敷地と多く、1敷地に複数種類の塀を設けている敷地もみられます。また、門では、大きな切妻や入母屋の屋根を載せた門や長屋門などの立派な門が多くみられることが特徴といえます。



＜伝統意匠・その他＞

木製格子（出格子）をもつ建物が3棟、虫籠窓をもつ建物が3棟、煙出しをもつ建物が1棟みられます。また、開口部から外側の木製の手摺（2棟）や漆喰の白壁に小さく開いた小窓などもみられます。これらは、建築物や家並みの表情を豊かにするとともに、大字の古くからの歴史を垣間見ることができます。

また、建築年代の古い建物や伝統様式を踏襲した建物では、主屋の妻面に開口部が少ないという特徴も見受けられます。

集落内の道は、尾根筋に即した南北方向の道を主軸としており、そこから階段や門などを介して東西に入り、玄関に至る懐の深い住宅配置になっているという特徴があります。また、地形に即して緩やかに曲がる道の脇には、緩やかな曲線を描く石積みや塀、生垣等などが連なり、その曲線によって生じる道と敷地（塀や石積み、建物等）との間のわずかな空間や空地に根付く草花や、各家の生垣や塀越しに見える庭木、道端のカキノキなどは、丘陵尾根の限られた空間に密集する家並みのなかで、緑豊かなゆとりと潤いの感じられる景観をつくり出しています。



間知石積みの家並み／伝統意匠：煙出し



自然石積み／伝統意匠：格子窓・小窓



高さのある間知石積み／土蔵



間知石積み／伝統意匠：木製手摺・小窓



石積み・塀から連なる立派な門



立派な門と土蔵



緩やかに曲がる道／敷地の豊かな緑



景観を彩るカキノキ／妻面に少ない開口部

⑤ 檜前大字の景観の特徴

以上を踏まえ、檜前大字の景観の特徴は、次の3点に整理することができます。

【特徴1】 檜隈寺跡を核とした悠久の歴史ロマンを感じられる景観

飛鳥時代、大陸文化をもたらした渡来系氏族の中心的役割を担ったのが東漢氏であり、東漢氏は檜隈寺を創建して檜隈の地に居を構えたとされています。そして、渡来系氏族らがもたらした大陸文化をもとに、寺院や宮殿、祭祀施設、古墳などの様々な先進的施設が築かれ、飛鳥・白鳳文化を花開かせていることから、檜隈寺跡は、古代日本の文化の原点として、飛鳥地域の遺跡群と一体となって、古都としての悠久の歴史ロマンを感じられる景観をつくり出しています。そして、檜隈寺跡の位置する小高い丘陵の端部からは、盆地の広がりとともに檜隈の地に築かれた古墳群などを望むことができ、檜隈寺跡は、国の史跡として保護され、周辺の数々の古墳群や遺跡とともに多くの観光客が訪れています。

【特徴2】 住民の絆を感じられる景観

檜隈寺跡は、史跡として国家的に重要な遺跡であると同時に、現在は於美阿志神社として、檜前大字の氏神を祀り、大字住民によって清掃・管理され、秋祭りなどの行事が執り行われるなど、大字住民の心の拠り所となり、住民同士の繋がりを強めるものとなっています。そして、その社叢は、大字内だけでなく、周辺地域からも広く眺めることができ、地域の景観のランドマーク（目印）として、大字住民の絆を感じることができる檜前大字を象徴する景観であるといえます。

一方、檜前大字の集落内では、民家の屋根並みのなかでアクセントとなる反り屋根をもつ西福寺や、集落の入り口や辻の路傍にはお地蔵さんもみられ、日々大字住民により大切に管理され、古くからの生活・文化を感じることができるとともに、地蔵盆などの行事では、賑わいのあるハレの景観がみられ、大字住民の心のつながりや大字への誇りや愛着を育むものとなっています。

【特徴3】 豊かな自然とともに生きる伝統の知恵と技を感じられる景観

尾根筋に併行した南北方向の道筋を中心として、微高地に民家が建ち並び、畑地や果樹園、樹林が形成され、低地に水田が営まれています。この古くから続く土地の使い方のなかで、多様な生物の生息環境が守られ、水田や水路、池や樹林には現在も数多くの貴重な生物を目にすることができます。また、民家の主屋は南面し、数多くの付属屋を配すなど、先人の知恵がつくりあげてきた敷地の使い方が現在に受け継がれ、美しい麓の波が連なるまとまりのある景観がつくり出されています。さらに、集落内では、地形に即して緩やかに弧を描く道筋に沿って、高低差を処理するための石積みや塀、生垣なども緩やかに曲がり、道端の草花や各家の庭木などと一体となって、古くからの集落の歴史とあたたかみのある町並みを形成しています。

このように竜門山地から伸びる丘陵が盆地の平地部へと至る境界域に位置する檜前大字では、丘陵端部の微地形を巧みに活かす伝統の知恵や技がみられ、田畑や果樹園、樹林、池などの自然と集落の家並みが調和した自然とともに生きる暮らしを感じられる集落の景観が形成されています。

(3) 檜前大字の景観の課題

平成27年(2015)11月～12月にかけて実施した「檜前大字の良好な住環境づくり(景観づくり)に向けたアンケート調査※」では、「生活上・景観上の課題」として20名から計34件の課題、また、「今後の整備や保全に関する希望」として19名から計36件の希望があげられました。

生活上・景観上の課題としては、「御園池」に関する課題が最も多く、「空き家」、「整備・開発」、「交通関係」、「夜間照明」等と続いていました。一方、整備や保全に関する希望としては、「整備・開発」に関する希望が最も多く、「交通関係」、「御園池」と続いていました。(回答の詳細は次ページの図を参照)

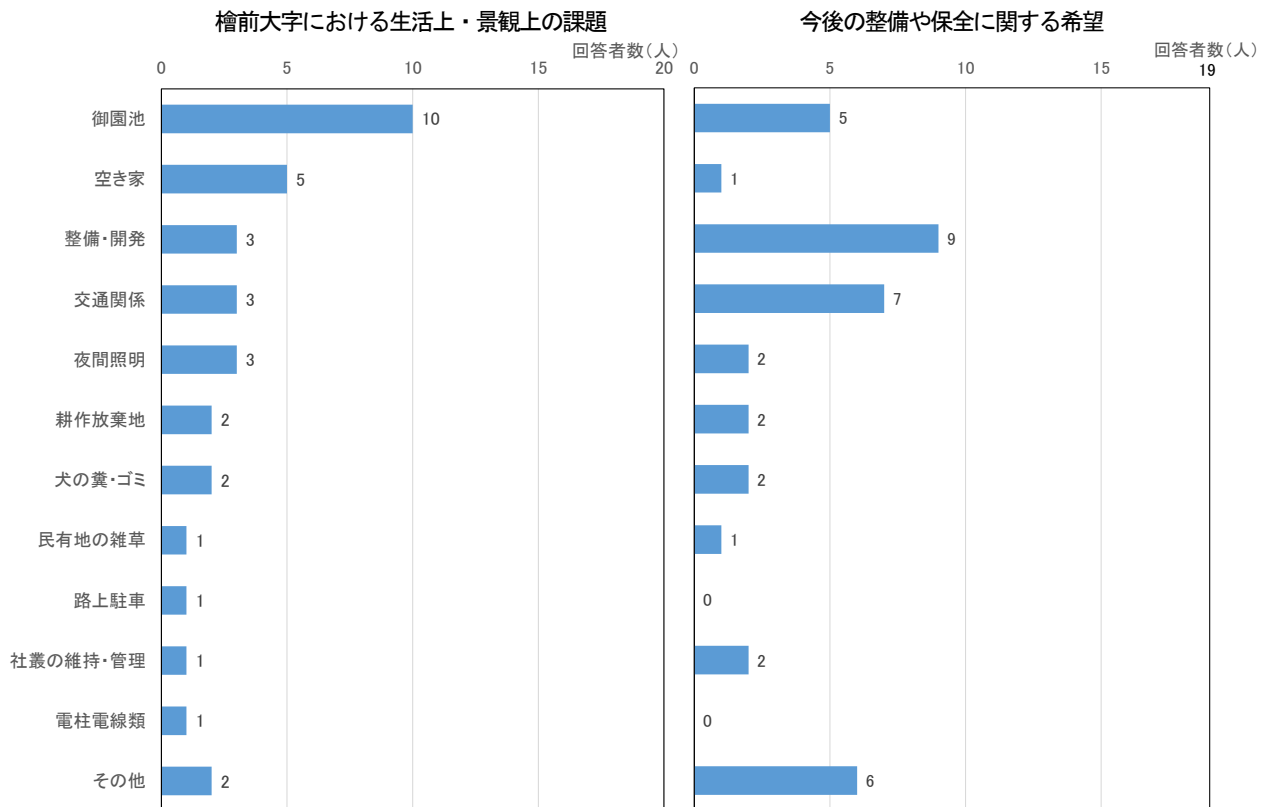


図 「生活上・景観上の課題」及び「今後の整備や保全に関する希望」の回答状況

このように現在の檜前大字では、草木が生い茂り、貯水量が低下している御園池の景観整備や、無住化して空き家となった建物への対応などが、集落内で生じている環境の変化(内的要因)による大きな課題となっています。また一方で、整備や開発等といった外的要因からは、都市計画道路桧前線の整備の検討、阪合公有地等の住宅地開発においては景観への配慮や交通上の安全性等の確保の必要性が大きな課題となっています。

また、アンケート調査では回答が少ないものの、今後益々高齢化が進むなかで、農地や里山の保全・管理、祭りや行事の継承などに係る課題も、その重要性・緊急性がより一層増してくることが予想されます。また、近鉄飛鳥駅に近い市街化区域として、農地の宅地化が促されるなかで、これまでの良好な大字景観が損なわれてしまうおそれや新規住民との関係調整や連携・協力のあり方の検討、さらに今後、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区や明日香村近隣公園の利用者の増加に伴う来訪者等との関係調整や連携・協力のあり方の検討なども大きな課題となってくることが予想されます。

※「檜前大字の良好な住環境づくり(景観づくり)に向けたアンケート調査」は、次のとおり実施した。

【目的】 檜前大字にお住まいの皆様意見を反映させ、より良い檜前大字景観計画をつくり上げるため、檜前大字の良好な住環境づくり(景観づくり)に関する意見・要望等を把握すること

【実施期間】 平成27年(2015)11月7日～12月6日

【実施方法】 大字集会において配布、総代・役員を通じて回収

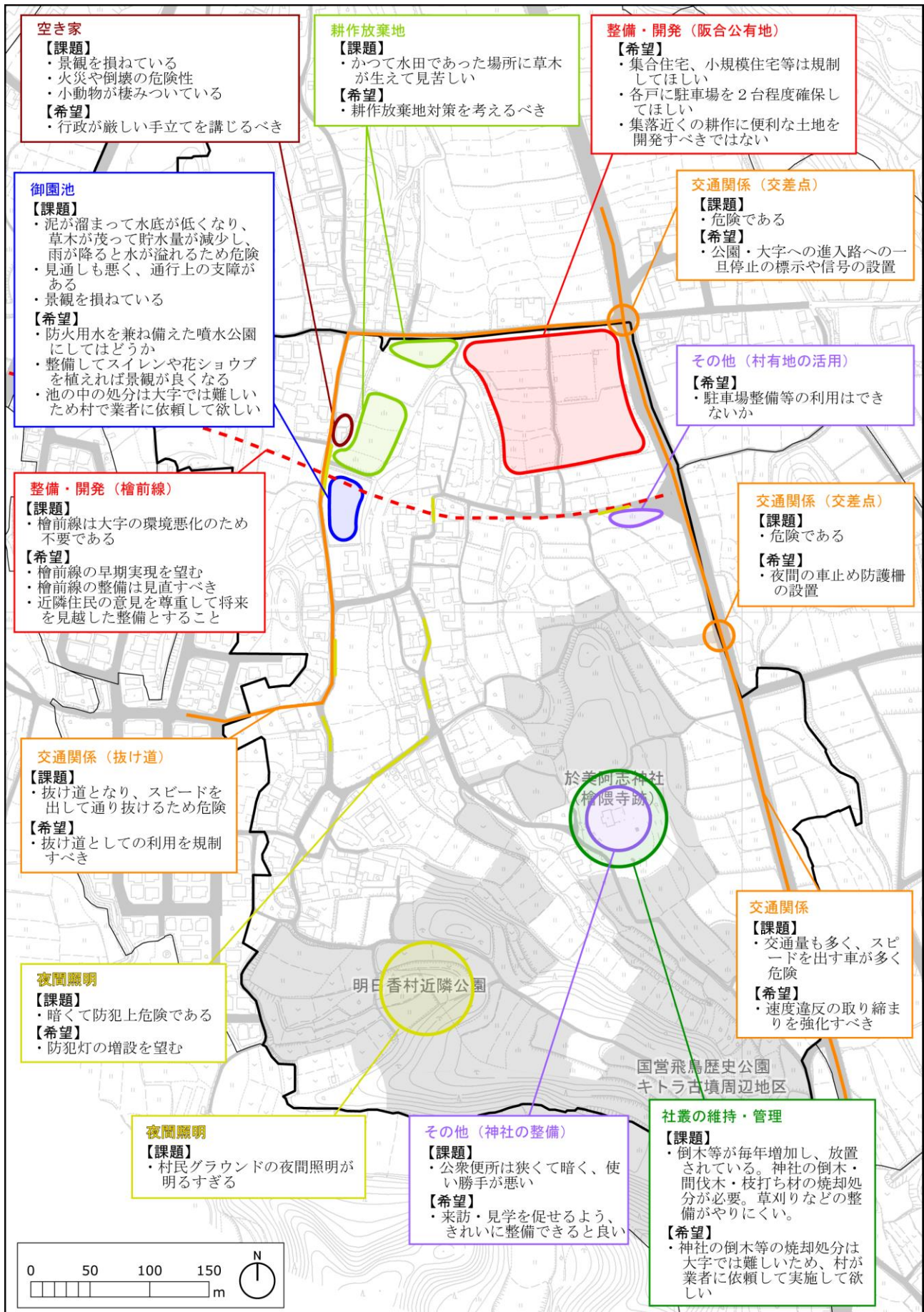
【配布数】 53

【回収数】 26

【回収率】 49%

■ 檜前大字の「生活上・景観上の課題」と「整備や保全に関する希望」

(場所を特定できるものに限る)



3 大字景観づくりの目標と方針

(1) 大字景観づくりの目標

古代、わが国に大陸文化を伝えた渡来人が集住し、また、数多くの陵墓が築かれてきた檜前地域に位置する檜前大字は、明日香村のみならず、わが国の歴史を物語る上で欠くことのできない重要な地であり、その中心といえる檜隈寺跡には、多くの観光客が訪れています。そして、この檜隈寺跡は於美阿志神社として、大字住民の絆を強めるとともに、その社叢は大字内の景観はもちろんのこと、周辺地域からの景観の核にもなっています。また、大字内の各所には、大字住民の信仰を伝えるお地蔵さんが祀られ、集落の家並みには、地形に即して緩やかに曲がる道筋連なる石積みや伝統的な様式・意匠を伝える建物などがみられ、古くからの大字の歴史文化を感じることができるとともに、多くの動植物が生息する樹林や池、水路、農空間等と一体となって、その魅力を増し、自然と調和した美しい大字景観ならびに潤いのある良好な生活環境をつくり出しています。

一方、檜前大字の南部には、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区や明日香村近隣公園が整備されており、今後、益々多くの人々が村内外から檜前大字を訪れることが予想されています。また、檜前大字を東西に貫く都市計画道路桧前線が計画決定されており、今後、整備の検討が進められることとなっています。

このような檜前大字を取り巻く環境の変化は、大字の活力を高めるきっかけとなり得る一方で、これまで受け継がれてきた魅力的な歴史文化や良好な生活環境が損なわれてしまうおそれもあることから、活力の向上と歴史文化や生活環境の保全の両立が、今まさに求められているといえます。

そこで、檜前大字における景観づくりは、観光及び生活における檜前大字の魅力の核となる歴史・文化・自然資源（檜前大字の宝もの）を守り、育み、活かす取り組みを中心に据えた上で、その魅力を支える基盤となる大字全体の景観づくりを進め、その底上げを図ることにより、多くの人々が訪れたいと思い、また住みたい、住み続けたいと思える「活力と潤いのある住み良い大字づくり」を進めることを目標とします。

檜前大字の景観づくりの目標

檜前大字の景観の魅力を守り育み、

活力と潤いのある住み良い大字づくりを進める

(2) 大字景観づくりの方針

「檜前大字の景観づくりの目標」を実現するため、「大字景観づくりの方針」を次のとおり設定します。

檜前大字の景観づくりの方針

基本方針 1

檜前大字の宝ものに磨きをかける景観づくり

檜前大字の景観資産のなかでも、特に、檜前大字の歴史・文化・自然を象徴し、また大字住民の絆を強める役割を果たし、「活力と潤いのある住み良い大字づくり」にあたっての重要性の高い「檜隈寺跡・於美阿志神社」と「御園池」を「檜前大字の宝もの」と位置付け、檜前大字の景観づくりの核とし、守り、育み、活かす取り組みを展開します。

基本方針 2

檜前大字の魅力を底上げする景観づくり

具体方針1. 古くからの歴史と暮らしを感じられる景観づくり

集落内の道や石積み、古くからの様式を踏襲した家並みがつくる歴史的な佇まいを継承した集落景観づくりを進めます。また、古くから残る建物等については、近世・近代の各時代における檜前大字における暮らしぶりを表す資産として、可能な限り修理・修復を行いながら活用し、歴史の重なりを感じられる景観づくりを進めます。また、市街化区域においては、現在の美しい集落景観との調和に十分に配慮した計画的な市街化を推進していきます。

具体方針2. 四季の移ろいを感じられる景観づくり

平地の広がりや谷筋の奥行きをつくりだす農地、尾根の端部や美しい家並みや屋根並みを際立たせる樹林、さらに多様な動植物を育む水路や池などにみられる、檜前大字の地形の特徴と先人の知恵がつくりあげてきた土地の使い方を受け継ぎ、四季の移ろいを感じられる自然景観づくりを進めます。

具体方針3. 人と人が交わるあたたかみを感じられる景観づくり

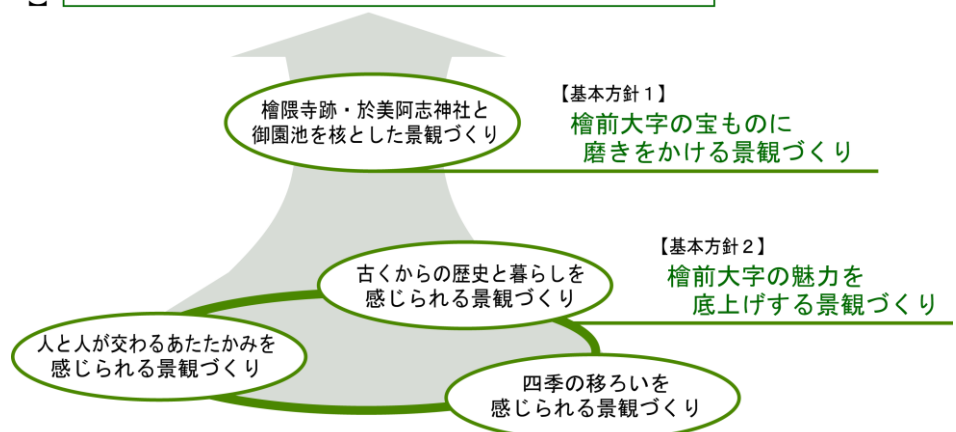
古くから神社やお寺、お地蔵さんなどで行われてきた祭りや行事を大切に受け継ぐとともに、現在行っている清掃活動などの大字住民による共同作業を継続し、祭りや行事におけるハレの景観や清掃・管理の行き届いた美しい景観など、大字住民のつながりの強さを感じられる景観づくりを進めます。また、今後増加が予想される来訪者や新規住民等を檜前大字の活力の向上や環境管理などに多様な形で取り込み、協力しながら景観づくりを進めます。

■ 大字景観づくりの

目標と方針の関係

〔目標〕

檜前大字の景観の魅力を守り育み、
活力と潤いのある住み良い大字づくりを進める



(3) 大字景観づくりの将来構想

現在の土地利用や地形の特徴、今後の整備・活用の方向性等をもとに、次の6つの「景観区域」に区分し、それぞれの景観形成方針に従い、景観区域ごとの特徴的な景観を守り、育てていきます。また、各景観区域の境界にあたる際（きわ）の景観づくりに十分に配慮し、一体的な景観づくりに取り組んでいきます。

■ 景観区域ごとの景観形成方針

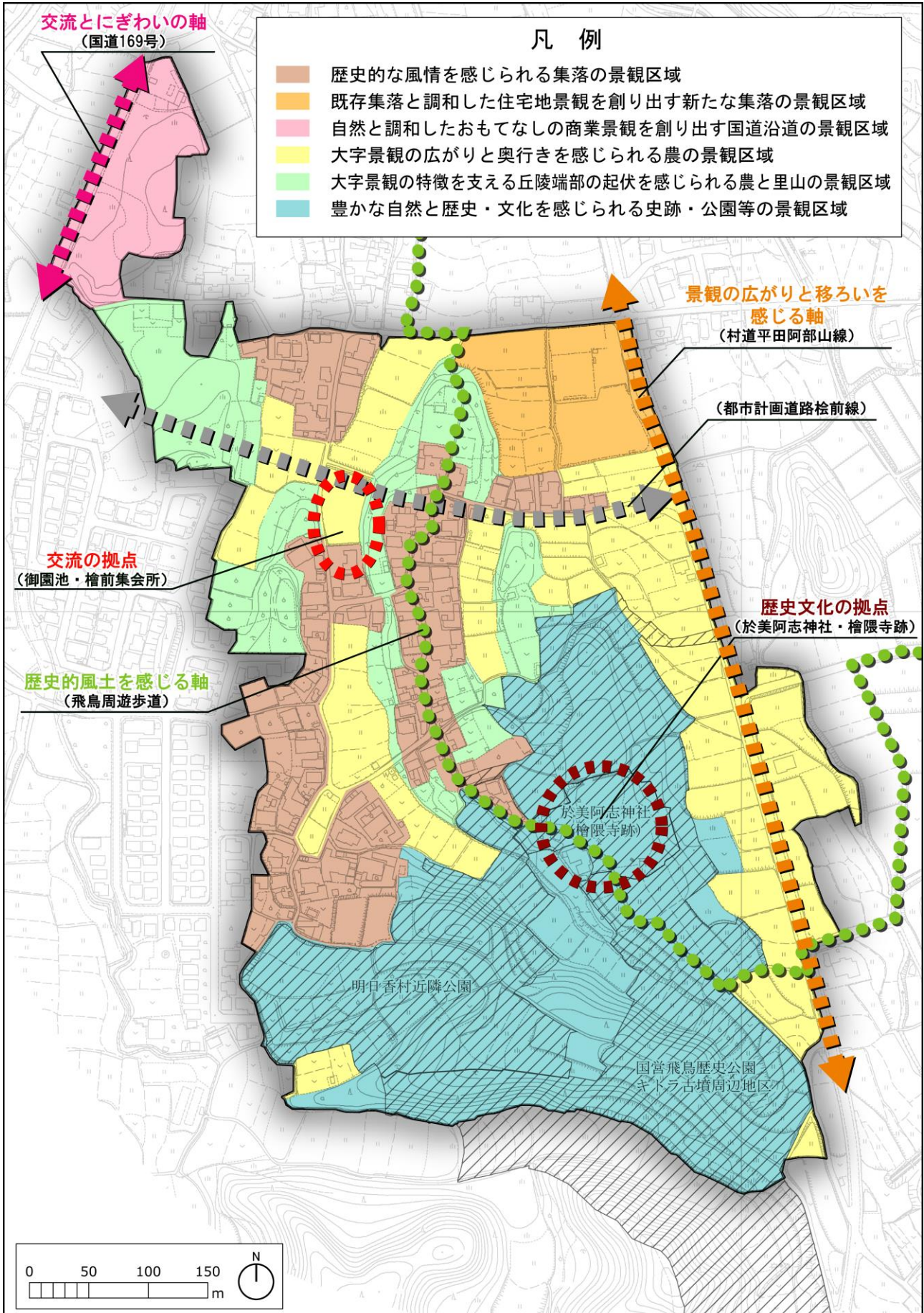
景観区域	景観形成方針
① 歴史的な風情を感じられる 集落の景観区域	<p>昔ながらの建築物や工作物など、檜前集落の歴史・文化を色濃く残す区域です。</p> <p>檜前集落の歴史文化を尊重し、建築形態や意匠、石積み等に十分に配慮した町並み形成を図り、良好な生活環境の保全と創造に努めます。</p> 
② 既存集落と調和した 住宅地景観を創り出す 新たな集落の景観区域	<p>計画的な住宅地開発を推進する区域です。</p> <p>檜前大字や隣接する御園大字の集落景観の特徴を踏まえ、建築物・工作物等と庭木・生垣等の調和した、明日香村の歴史的風土に相応しい緑豊かな住宅地景観を形成します。</p> <p>(※ 詳細な景観形成方針は、別途作成します。)</p> 
③ 自然と調和した おもてなしの商業景観を創り出す 国道沿道の景観区域	<p>国道169号に面し、来訪者のおもてなしや交流・連携に向けた空間づくりが求められる（現況は竹林や荒地が広がる）区域です。</p> <p>背景となる自然環境との調和や南北に伸びる沿道景観のつながりに配慮しながら、明日香村の玄関口に相応しい歴史・文化の風格が感じられる景観を形成します。</p> 
④ 大字景観の広がり 奥行きを感じられる 農の景観区域	<p>主要な生業の場として生活を支えるとともに、大字東部の平地では広がり、西部の谷筋では奥行きのある景観を創り出しています。</p> <p>大字景観の特徴を感じられる谷筋の農地や美しい眺望を創り出す農地、また市街化調整区域の農地については特に保全を図ります。市街化区域内の農地の宅地化を進める場合は、村道平田阿部山線（及び都市計画道路松前線（整備の検討を予定））の沿道を中心とし、周辺景観との調和に十分に配慮することとします。</p> 
⑤ 大字景観の特徴を支える 丘陵端部の起伏を感じられる 農と里山の景観区域	<p>丘陵端部の尾根上に位置する樹林や果樹園、畑地等を中心とした区域です。</p> <p>丘陵端部の樹林や家並みの背景となる樹林、果樹園や畑地等の保全に努めることを基本とし、檜前大字の地形の特徴が感じられる景観づくりを進めます。また、農地・宅地の土地利用の際（きわ）として、美しい際（きわ）の景観づくりを進めます。</p> 
⑥ 豊かな自然と歴史・文化 を感じられる 史跡・公園等の景観区域	<p>史跡檜隈寺跡と国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区、明日香村近隣公園を中心とした区域です（買入地や連担する樹林の区域を含む）。</p> <p>檜前大字では、国や県、村との連携・調整のもとに、保存や管理、活用等に積極的に協力していきます。（※史跡の保存管理計画や公園の整備計画等と十分に調整を図りながら景観形成を進めます。）</p> 

また、上記の景観区域ごとの景観形成方針を基本とした上で、新たな法制度や今後の大字によるまちづくりの取り組みの意向を踏まえて、今後 10 年程度の間重点的に景観づくりを進める区域・軸を「大字景観づくりの拠点・軸」として、次のように設定します。

■ 大字景観づくりの拠点・軸ごとの景観形成方針

種別	名称	対象区域	景観形成方針
拠点	歴史文化の拠点	檜隈寺跡・於美阿志神社	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡としての保護に協力し、生き活きとした大字づくりの核となる景観を形成します。 ・周辺地域からの社叢への美しい眺めを保全します。 ・地域の信仰を感じられる神聖な空間としての景観づくりを進めるとともに、祭りや行事、草刈等の景観づくり活動を通じた住民等のつながりを形成する場として積極的に活用していきます。
	交流の拠点	御園池・檜前集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路桧前線と併せて景観整備を進め、様々な機能をもつ住民の交流拠点として大字づくりに活かしていきます。
軸	歴史的風土を感じる軸	飛鳥周遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンスケール（人にやさしい尺度・大きさ）のきめ細かな景観づくりを進めます。 ・古都明日香の歴史的風土や四季の移ろいを感じられる景観、ならびに歩きながら変化する表情豊かな景観に配慮した景観づくりを進めます。
	景観の広がりや移ろいを感じる軸	村道平田阿部山線	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の広がりを感じられる重要な地点からの眺めを保全します。 ・北側の市街化区域においては、建築物や庭木、農地が調和した沿道景観を形成し、南側の市街化調整区域においては農地の保全を通じた広がりを感じられる沿道景観を形成することにより、移動しながら変化する景観や四季の移ろいを楽しめる景観の軸を形成します。 ・国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区につながる道筋として、住民と観光客等の交流が生まれるおもてなしの景観づくりを進めます。
	交流とにぎわいの軸	国道 169 号	<ul style="list-style-type: none"> ・飛鳥駅前からつながる商業を中心とした地域として、農産物販売などを通じた、観光客との交流の中心となるおもてなしの景観づくりを進めます。
		都市計画道路桧前線 (整備の検討を予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・整備にあたっては、交通安全性の確保による良好な居住環境づくりに十分に配慮した上で、外部資本に対する景観規制の強化や景観の広がりを感じられる重要な地点からの眺めの保全などを検討し、良好な沿道景観の形成を図ります。

■ 檜前大字の大字景観づくりの将来構想図



4 大字景観づくりに向けた取り組み

ここでは、第3章で設定した大字景観づくりの方針に従い、具体的な取り組みの方向性を示します。

(1) 檜前大字の宝ものに磨きをかける景観づくり

檜前大字には、19ページから23ページに整理したように、数多くの景観資産がみられます。これらはいずれも檜前大字の自然や歴史、文化を物語り、檜前大字固有の景観をつくり出す重要なものであるといえます。従って、これらの景観資産は、いずれも大切に守り、育み、活かしていくことを基本とし、必要に応じて文化財保護法令や景観法令に基づく指定等を村に申請・要望し、その適切な保存・保全に努めていきます。

そして、それらの景観資産のなかでも特に檜前大字として重要性・優先性の高い「檜隈寺跡・於美阿志神社」と「御園池」の2つの景観資産を「檜前大字の宝もの」と位置付け、その保存・管理、整備・活用に積極的に取り組んでいくこととします。

① 檜隈寺跡・於美阿志神社を核とした景観づくり

檜隈寺跡は、史跡として文化財保護法のもとにその保護が図られています。一方で、その史跡指定地は、於美阿志神社の境内にもあたり、日々の献灯やお参り、祭りや行事、草刈など、檜前大字の住民の信仰・交流の場となっています。このように、国家的な重要性和大字としての重要性を併せ持つという檜隈寺跡・於美阿志神社の特徴に配慮しながら、今後も現在実施している維持管理の活動を継続的に実施することにより、史跡の適切な保存・活用に寄与するとともに、檜前大字の核となる良好な景観づくりに取り組みます。

また、特に現在継承されている春・夏・秋の祭典における「おみ湯」等の神事について、その作法や所作等が代々継承されていくよう記録保存を行うことを検討します。また、史跡を舞台に執り行われる大字の神事としての魅力を積極的に発信することなどを通じて、多くの大字住民の参加や来訪者・観光客等の見学を促すなど、地域の活力の向上に活かしていく方策を検討していきます。

一方、小高い丘の上に位置する於美阿志神社の社叢は、周辺地域からも象徴的に眺めることができ、地域の景観上の重要なランドマーク（目印）となっています。明日香村と協力して、社叢を構成する巨樹・巨木等の調査を行い、保全のための措置を検討していくとともに、特に美しく眺められる場所等には、解説板や休憩施設等を設置するなどの視点場整備を検討していきます。

② 御園池を核とした景観づくり

御園池では、これまでも定期的な草刈・清掃活動等を実施してきました。しかし、すぐに生茂る草木は景観を阻害するとともに、見通しを阻んで交通上の危険を生じさせ、さらに、近年は、長い年月のなかで池底に溜まった泥とともに貯水量を減少させ、大雨が降ると水が溢れるなどの生活上の課題も生じさせてきています。農業用水としての利用の実態等を踏まえた上で、御園池の景観や機能を改善するとともに、住民の憩いの場や防災としての活用、多様な水生動植物の棲息地としての豊かな自然環境の育成など、多様な魅力をもつ檜前大字の景観づくりの核として育んでいくことを検討していきます。

具体的な景観整備の検討は、都市計画道路桧前線の整備と連携・調整を図りながら、明日香村と協力して検討します。また、検討にあたっては、隣接する檜前集会所や周囲の樹林や農地等との一体的な景観づくりや整備後の維持・管理のあり方等についても十分に配慮することとします。

(2) 檜前大字の魅力を底上げする景観づくり

① 古くからの歴史と暮らしを感じられる景観づくり

○ 空き家対策

少子高齢化や若年層の流出が進行するなかで、今後、益々空き家が増加することが懸念されます。建物が使われなくなり、朽ちていくと、倒壊の危険性が高まるなどの安全面での問題が生じるだけでなく、現在の美しい集落の景観を損なうものとなってしまいます。そのため、既存ストック（現在ある歴史的な情緒ある建築物）を有効に活用していくことが重要な課題となってきます。

空き家問題が深刻化し、手がつけられなくなる前に、大字で今後の空き家の利活用のあり方を検討し、所有者による適切な維持管理の継続を基本としながらも、大字や明日香村との連携のもとに、空き家が生じた場合の空き家バンク制度の活用のための明日香村への情報提供や本計画にもとづく移住者の受け入れの円滑化、また、檜前大字の活性化に向けた活用の推進など、空き家を積極的に活用できる仕組みづくりを検討していきます。

○ 古くからの様式を踏襲した家並みづくり

現在の建築物等の特徴を活かし、檜前大字固有の美しい景観づくりを進めるため、次の「建築物・工作物等のマナー」※を設定します。建築物・工作物等のマナーは、景観区域の区分ならびに現在の土地利用の状況によって区分して設定することにより、景観区域ごとの景観の特徴に応じた景観づくり、ならびに大字外から新たに入ってくる方が建てる新規住宅と現在の集落景観との調和のとれた景観づくりを行います。

※ 建築物・工作物等のマナーとは

より良い檜前大字の景観づくりを進めていくため、檜前大字にお住まいの皆さま自らが、檜前大字の景観づくりに関わる全ての方々を対象に定める作法や取り決め（マナー）です。

次の考え方により、マナーには、「ガイドライン」と「ルール」の2種類のマナーを設定します。

ガイドライン	：	守るよう努力すべき事項（努力事項）
ル　　ール	：	最低限守る必要のある事項（必須事項）

現在、檜前大字にお住まいの方々は、これまでも檜前大字の建築物や工作物の建て方の特徴に配慮し、良好な景観をつくりあげてきたことから、「ガイドライン」を中心とし、新たに大字外から入ってくるの方々に対して、「ルール」を多く設定しています。

■ 建築物・工作物等のマナー

項 目		マ ナ ー	【対象となる景観区域】 ^{注1}		
			【対象となる行為】		
			① (全域) 歴史的な風情を感じられる集落の景観区域 ③ (全域) 自然と調和した おもてなしの商業景観を創り出す国道沿道の景観区域 ④ (全域) 大字景観の広がりとおもてなしを感じられる農の景観区域 ⑤ (全域) 大字景観の特徴を支える丘陵端部の起伏を感じられる農と里山の景観区域 ⑥ (一部区域 ^{注2}) 豊かな自然と歴史・文化を感じられる史跡・公園等の景観区域		
			現況宅地（現在、住宅等が建てられている敷地）において行う、建築物・工作物の新築（新設）・改築・増築・模様替え等（それに伴う緑化）及び屋外広告物の掲出 ※大字内の分家住宅等の新築を含める。	現況宅地以外の土地（現在、農地や樹林地等である土地）において行う、建築物・工作物の新築（新設）（それに伴う緑化）及び屋外広告物の掲出 ※外部（檜前大字以外）から新たに居住される方	
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 檜前大字の建築物・工作物等の特徴（24～28 ページ参照）を踏まえ、周囲の景観との調和に配慮しましょう。 ・ 既存建築物が以下のマナーに適合している場合は、その仕様を維持・継承するように努めましょう。 	ル — ル	ル — ル	
建築物	位置等	・ 良好な眺望や自然景観を乱さないよう、建物の配置・規模等に配慮しましょう。	ガイドライン	ガイドライン	
	形態意匠	屋根	・ 段差や降り棟の設置などの工夫により、単調な印象を与える屋根面は避けましょう。	ガイドライン	ガイドライン
			・ 屋根の形状は切妻又は入母屋としましょう。	ガイドライン	ル — ル
		外壁	・ 白色もしくは黒色の漆喰仕上げまたはそれに類する仕上げとしましょう。	ガイドライン	ル — ル
	・ 腰下は板張りとするなど単調な印象を与える壁面は避けましょう。		ガイドライン	ル — ル	
	その他	・ 格子窓や格子戸、虫籠窓、越屋根などの伝統的な意匠を取り入れましょう。	ガイドライン	ガイドライン	
建築設備	室外機等	・ 主要な幹線道路や飛鳥周遊歩道、主要な視点場から望見される場合は、木製格子等により目隠しをしましょう。	ガイドライン	ガイドライン	
工作物	形態意匠	塀	・ 白色や黒色の漆喰、板張り、又はそれらに類する仕上げとしましょう。	ガイドライン	ガイドライン
			・ 塀の上部には和型瓦を用いましょう。	ガイドライン	ガイドライン
		擁壁	・ 昔ながらの石積みが残る敷地（土地）においては、石積みを保全しましょう。	ガイドライン	ガイドライン
緑化	生垣	・ 道路等からの建物の見え方や周辺の植栽との連続性に配慮しましょう。	ガイドライン	ガイドライン	
	庭木	・ 檜前大字の景観に適した樹種（周辺に現存する植生を活かしたもの又は郷土種や万葉植物）を用いましょう。	ガイドライン	ガイドライン	
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な眺望を乱さないよう、掲出場所や配置等に配慮しましょう。 ・ 明日香村の歴史的風土との調和に配慮した材料ならびに形態・意匠とし、複数の色彩を使用する場合は、けげばしいものにならないよう色の組み合わせや使用する面積に配慮しましょう。 		ル — ル	ル — ル	
	その他	・ 今後住宅等を新築する場合は、敷地内に駐車場を確保することとし、カーポート等を設ける場合は、周辺の景観との調和に配慮しましょう。	ル — ル	ル — ル	

注1：景観区域「②既存集落と調和した住宅地景観を造り出す新たな集落の景観区域」については、今後、別途景観形成基準を定めます。

注2：国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区、明日香村近隣公園、史跡檜隈寺跡の区域は除きます。

② 四季の移ろいを感じられる景観づくり

○ 農業後継者の育成・確保による農空間の保全

現在、檜前大字では、他の明日香村内の大字と同様に、サラリーマン世帯が増加し、専門的に農業を行う世帯が少なくなっています。また檜前大字の多くが市街化区域に位置づけられ、近鉄飛鳥駅に近い立地などを背景に今後、農地の宅地化し、市街化が進んでいくことが予想されています。しかし、檜前大字の農地は、広がりのある景観や四季の移ろいを感じられる景観をつくり出す重要な要素のひとつであるとともに、緑豊かで潤いのある、良好な居住環境を支える要素にもなっています。そのため、景観上・居住環境上の重要な農地の農空間としての保全や耕作継続のための農地の接道への配慮などを踏まえながら、市街化区域としての計画的な市街化を図ることが求められます。

農空間の保全にあたっては、現在の農業従事者による営農の継続に加え、新規営農者の育成・確保、さらには定年退職世代や都市住民等による趣味的農業（市民農園やオーナー制度等）の受け入れなどの様々な可能性を検討していきます。特に、新規営農者の育成・確保にあたっては、明日香村や近隣大字、農産物直売所などと連携した農産物の高付加価値化、明日香ブランド商品の開発などに取り組み、農業で生計を立てられる基盤づくりを検討していきます。

○ 自然環境の保全・活用

檜前大字の水路には、ホタルやメダカ、水ヤモリなどのきれいな水にしか棲息できない生き物が多くみられ、御園池には渡り鳥も飛来しています。また、畦にはササユリの群生や春・秋の七草など、一般にはみかけられなくなった草花も多くみられ、秋の彼岸花と稲穂が重なり合う風景は、絶好の撮影スポットとなっています。また、丘陵尾根の端部を中心に残る樹林・里山は、集落の家並みの背景となり、緑豊かな大字景観を創り出しています。

しかし、近年の少子高齢化や人口減少、生活様式等の変化のなかで、檜前大字だけでは、維持・管理の手がまわらないものも出てきており、今後、益々その傾向が強まることが予想されています。このような状況を打開し、多様な動植物が生息でき、共生できる豊かな自然環境の保全・再生を図っていくため、様々な主体との連携を検討していきます。特に、新たに開発される住宅地の新規住民等との連携に加え、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区や明日香村近隣公園に隣接するという立地を活かし、公園から一步踏み出したフィールドミュージアムや小学生等による環境学習の場としての積極的な活用の可能性を探りながら、来園者との連携などを検討していきます。

③ 人と人が交わるあたたかみを感じられる景観づくり

○ 祭り・行事の継承

檜前大字では、現在、15 ページの表に整理したように、年間を通じて様々な祭りや行事を行っています。これらの行事は、大字住民の絆を強める重要な役割を果たしてきました。

これらの檜前大字の祭りや行事については、それぞれ次の考え方に基づいて継承し、大字の伝統や文化を大切に受け継いでいきます。

■ 祭り・行事の継承に向けた今後の取組の考え方

区分	今後の取組の考え方	該当する祭り・行事等
伝統的な祭りや行事	<p>現在のまま継続し、次代に引き継いでいくことを基本とします。</p> <p>そのためにも、大字住民自らが、祭りや行事の歴史や意義を十分に理解し、次の世代に伝えられる知識を身に着けるよう努めます。</p> <p>その上で、担当者の負担の軽減やより多くの参加者を募るために必要な場合は、実施方法や内容等の変更等を検討・実施していきます。また、やむを得ず、廃止する場合（大幅に実施内容を変更する場合）においては、次代における再興に役立てられるよう、村との協力のもとに記録化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・於美阿志神社の春・夏・秋の祭典や拝殿開扉等の行事、日常の清掃や献灯等 ・西福寺の各種法要 ・とんど ・地蔵まつり
その他の行事・活動	<p>清掃活動や草刈、花づくり活動については、継続して実施しますが、生活様式の変化に合わせて、働いている若者世代等も参加し易いように時間帯を変更するなど、実施方法やその内容を検討していきます。</p> <p>大字住民は、大字の実施する清掃活動等のその他の行事・活動に積極的に参加するとともに、日常生活においても身近な景観づくりに取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大字集会 ・清掃活動や草刈 ・花づくり活動

○ 多様な主体との連携

檜前大字の阪合小学校跡地には、新たな住宅地が開発されることが予定されています。当該区域に異なる大字が設置されることになる場合、近接する大字として良好な関係を築いていくことが求められます。そのため、於美阿志神社の祭典などの檜前大字の祭りや行事について、可能なものは積極的に参加してもらい、一緒に汗を流し、盛り上げる仕組みを検討し、檜前地域全体としての良好な居住環境づくりや活力の向上につなげていきます。

また、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区や明日香村近隣公園が位置することから、国営飛鳥歴史公園事務所や明日香村と連携し、これらの公園で行われるイベントや地域づくり活動等と積極的に連携した取り組みを検討していきます。

5 檜前大字景観づくり協議会

檜前大字では、「檜前大字景観づくり協議会」を設立し、平成28年3月に明日香村景観条例に基づく「景観づくり協議会」として村長より認定されています。

檜前大字景観づくり協議会は、次の3つの役割を担います。

■ 檜前大字景観づくり協議会の役割

① 景観づくりの取り組み主体としての役割

- ・ 檜前大字景観づくり協議会は、大切な景観資源を守り、育て、大字住民や子ども達、明日香村を訪れる方々が心地よく、喜び楽しめる大字づくりを目指して、明日香村や景観アドバイザー等と連携し、景観づくりの取り組みを主体的に実施していきます。
- ・ 取り組みの具体計画を定め、大字景観計画の内容を実現化していきます。

② 大字景観づくりのあり方の検討と村への提言の役割

- ・ 大字内における開発行為や建築行為、公共事業などについて、村から大字の意見を求められた場合に、大字住民の意見をとりまとめて村に提出します。
- ・ 大字住民の景観づくりに対する意見や要望などを集約し、村へ提言していきます。
- ・ 大字景観計画の改訂のための検討やまちづくりのあり方の検討を進め、大字景観計画の改訂や村への提言を行っていきます。
- ・ 歴史的な建造物や樹木のうち、必要なものについては、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を明日香村に提案していきます。

③ 良好な地域コミュニティづくりの役割

- ・ 新規住民に対して、檜前大字住民として生活していくために守ってもらわなければならないマナーを説明するなど、良好な地域コミュニティづくりを進めます。

なお、檜前大字景観づくり協議会では、今後10年程度（平成28～37年）は、明日香村等との連携・調整のもと、次の4つの取り組みを重点的に実施していきます。

- 御園池の景観づくり
- 都市計画道路檜前線沿道の景観づくり
- 空き家対策と空き家の活用
- 大字の生活・民俗文化の継承・活用

檜前大字景観づくり協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、檜前大字景観づくり協議会（以下「協議会」）と称し、事務所を「檜前大字集会所」内に置く。

(区 域)

第2条 協議会の活動区域は、檜前大字の区域とする。

第2章 目的および活動

(目 的)

第3条 この協議会は、住民等の主体的な参加と協力により、コミュニティの醸成を図りながら、地区内の良好な景観づくりを進め、潤いとゆとりのある生活環境の形成ならびに観光拠点のひとつとして明日香村の活性化に努めることを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大字の良好な景観づくり、生活環境づくりのための活動
- (2) 明日香村の歴史的風土の保存や景観づくり、村の活性化のための活動

第3章 会員

(種別及び入会)

第5条 協議会は、活動区域内に住所を所有する者を正会員として組織する。

2 活動区域内の土地もしくは建物等を所有する者又はその権利を所有する者（正会員を除く）は、会長が別に定める手続きにより、準会員として入会を申し込むことができる。

3 会長は前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員 5人以上10人以下
- (2) 監事 2人（前総代・前副総代）

2 委員のうち、1人を会長、1人を総務担当の副会長、1人を会計担当の副会長とする。

(選任等)

第7条 委員及び監事は、大字総会において承認する。

2 会長及び副会長は、役員会において互選する。

3 監事のうち、1人は委員を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 協議会の資産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は会計に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを役員会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため、必要がある場合は役員会を招集することを会長に請求することができる。
- (5) 委員の業務執行の状況又は協議会の収支の状況について、委員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を会長に請求すること。

(任 期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 役員会

(構 成)

第10条 役員会は、委員をもって構成する。

(権 能)

第11条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 委員の職務
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 会務の執行に関する事項

(開 催)

第12条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第8条第4項第4号及び第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召 集)

第13条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第14条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。やむなく会長が欠席した場合は、総務担当の副会長が代行する。

(議 決)

第15条 役員会における議決事項は、第13条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、委員現在数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(会員への報告)

第18条 役員会における議決は、大字総会において、正会員に報告しなければならない。また、準会員に対しては、書面をもって報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第21条 協議会の事業計画及びそれに伴う収支予算ならびにその変更は、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第23条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 計画の変更

(計画の変更)

第24条 この協議会が、大字景観計画を変更しようとするときは、大字総会に出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、明日香村景観委員会の意見を聴き、明日香村長の認定を得なければならない。

第8章 雑則

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、この協議会の成立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成29年3月31日までとする。



明日香村景観計画 第3部

檜前大字景観計画

平成28年4月

発行：檜前大字景観づくり協議会、明日香村
